

**【参考】**

# 平成25年度新規・拡充事業

(事業別個票)

平成25年3月  
尼崎市



事務事業名称		(新規) あまがさき市民まつり事業		
所属	局室名	市民協働局	課名	市民活動推進担当
	事業費	2,000千円	うち一般財源	2,000千円
事務事業の目的	(対象) 市民・事業者・行政及び近隣他都市住民			
	(事業趣旨) 尼崎市民まつりは、市民相互の親睦と連帯意識を高め、市の発展を目指し開催してきた。 尼崎市民まつり基本方針(1 市内の行事及び団体・企業との連携協力を推進する。2 まつりへの参画意識から、まちづくりへの参画意識を高める。3 子ども、お年寄りや障がい者、環境への気づかいから思いやりの気持ちをつなげる。4 尼崎らしさを発掘、再発見し、まちに愛着を深める。)に則った、より市民参画意識が高まる市民まつりを実現するため、市が財政的な支援を行うことで、企画内容の充実を図る。			
	(求めるべき成果) 市民まつりへの参画・団体間での連携機運の高まり、並びに来場者の増加			
	(市関与の必要性) 尼崎市民まつりを支援することで、市民相互の親睦と連帯意識を高め、市の発展を目指す。			
事業内容	(事業概要) 市内の多種多様な活動団体により、市内最大規模で展開される尼崎市民まつりの企画内容の充実を図り、さらに魅力的なまつりの開催に向け、今後も市民まつり協議会による安定的なまつりの開催を支援するため、補助する。			
経緯	(事業企画立案に至った経緯) 平成22年度から平成24年度の3年間のプラン期間において市民まつりへの補助金が凍結されたが、平成25年度から、まつりへの市の財政的な支援策を検討し、補助金のあり方を見直す。			
事業実施手法	(事業実施内容) 実行委員会形式の市民まつりの安定的な運営を支えるため、市が補助金を支出することで、基本方針に沿った事業展開を行う。 一般企業の企画参加や学校長を通じ市内学校への企画参加依頼を従来以上に行う。 各企画単位での参画者の募集を行い、新たな来客を増やす。 広々とした会場で世代間交流や様々な方々の体験を通じて気づきの場を設け、親子の絆、来場者のわがまち意識を持つきっかけづくりを行う。 あまがさきにこだわったブースの出店、ステージの演出を実施し、市民の郷土への愛着意識を高める。			

事務事業名称		(拡充)協働のまちづくりの基本方向推進事業 (自治を学び考える「チャレンジ市民塾」事業)		
所属	局室名	市民協働局	課名	協働・男女参画課
	事業費	5,359千円 (787千円)	うち一般財源	5,359千円 (787千円)
事務事業の目的	(対象) 市民(事業者を含む)			
	(事業趣旨) 平成25年度からのまちづくり基本計画に定めた「多様な主体が参加し、連携できる地域分権型社会にふさわしい住民自治のルールづくり」及び「市政参画をいっそう進めるしくみづくり」に取り組むため、市民が自治を学び考える場を設け、自治基本条例など本市にふさわしい自治のあり方についての機運の醸成を図る。			
	(求めるべき成果) 立場や特性の異なる様々な主体が、お互いを認め、分かり、尊重し、適切な役割・責任分担のもとに連携し、相乗効果を高めながら、自治意識や地域への愛着を高めることで、暮らしやすく、魅力のある地域社会を目指す。			
	(市関与の必要性) 地方分権が進められる中、地域住民が自らの判断と責任において、多様化する地域課題に対し主体的に取り組む、より地域の実情に合ったまちづくりを進めていくためには、市民一人ひとりの機運を高める環境を整える必要がある。			
事業内容	(事業概要) ・1年を通して全10回、回毎に自治を学び考えるテーマを設け、市民による基本学習会とグループディスカッションを行う。 ・塾で議論した内容について、議論を深めるため、地域に出向きワークショップを開く。 ・学習を通して検討した内容について、広く周知を図るため、年2回のフォーラムを開催する。 ・こうした活動を通じて、市民の自治への関心を高める。			
経緯	(事業企画立案に至った経緯) 平成19年7月に「協働のまちづくりの基本方向～きょうDOガイドライン～」を策定し、協働のまちづくりの推進を図ってきたところである。平成24年度に、ガイドラインの改訂を行うとともに、今後、地域分権型社会にふさわしい新たな住民自治のルールづくりに着手する。			
事業実施手法	(事業実施内容) チャレンジ市民塾の開催 (参加者) 塾生20人(団体推薦及び公募による市民)及び一般市民(塾の開催の都度、一般の参加者を募り、広く市民に開かれたものとする) (時期等) 平成25年5月～平成26年2月 全10回 (内容) 第1部 基本学習 講師:学識経験者、地域で活動している方、市職員等 第2部 グループディスカッション ファシリテーター:地域活動支援コーディネーター  フォーラムの開催 (参加者) 100人(塾生及び一般市民) (時期等) 平成25年10月、平成26年3月 2回			

事務事業名称		(拡充)協働のまちづくりの基本方向推進事業 (市民活動ポータルサイト「市民活動の広場あまがさき」運営事業)		
所属	局室名	市民協働局	課名	市民活動推進担当
	事業費	5,359千円 (280千円)	うち一般財源	5,359千円 (280千円)
事務事業の目的	(対象) 市民、市民活動団体			
	(事業趣旨) 本市では近隣他都市に設置されているような、市民活動団体に関する情報をワンストップで得ることができ、交流が図れる機能を有するいわゆる「市民活動センター」がない。そのような中で、施設にこだわらずインターネット上において市民活動団体の情報や様々な事業に関する情報の収集・発信を行うとともに、相互の交流が図ることができる機能を有するポータルサイトを設ける。			
	(求めるべき成果) 市民活動団体と協働で市民活動に関する情報の収集・発信を行い、双方向の取組を進めることで「協働のまちづくりの基本方向」にある、まちづくりに関する情報の共有化を図る。			
	(市関与の必要性) 市民活動などに関する情報の集約化、IT(情報技術)の活用や交流機会の提供など「市民活動に関する情報の収集・発信」に向けた取組を進めるため。			
事業内容	(事業概要) 市民活動団体の活動内容や団体情報のほか、各種イベント等の最新情報をワンストップで得ることができ、市民の交流が図れる、市民活動ポータルサイト「市民活動の広場あまがさき」の内容の充実を図りつつ、現在同サイトを管理している市民活動団体とともに引き続き運営する。 また、このようなホームページ運営事業については、年々多様な手法が生み出されていることや、その他全庁的なインターネットサイト事業との統合なども勘案できることから、実施期間は3年間とする。			
経緯	(事業企画立案に至った経緯) 市民活動のポータルサイトは、平成23年度に提案型協働事業で採択され、これまで2か年のモデル事業として、まちづくりに関する情報の発信と共有化にNPO法人と協働して取り組んできた。			
事業実施手法	(事業実施内容) ポータルサイト「市民活動の広場あまがさき」の運営 市民活動団体の情報収集、掲載 様々な主体が実施する市民活動に資する事業に関する情報収集、掲載 ポータルサイト運営状況の市への報告			

事務事業名称		(新規)社会教育・地域力創生事業		
所属	局室名	教育委員会事務局	課名	中央公民館
	事業費	1,498千円	うち一般財源	1,318千円
事務事業の目的	(対象) 市民			
	(事業趣旨) 地域で活動するグループのリーダーとなる人材の育成を目指すグループ活動コーディネーター育成研修や、多様化する市民の学習ニーズに応じ、学びを通しての仲間づくりや地域に内在する課題に気づき、その課題解決に向けた動きを促す地域お出かけ事業の実施により、地域を支える人材を育成するとともに、市民の主体的な学習や活動に対する支援を充実していく。			
	(求めるべき成果) 地域に内在する課題に市民自らが気づき、課題解決のために市民と公民館職員の相互作用により、行動する市民の育成を図るとともに、市民が自ら自己の人格を磨き、あらゆる機会・場所で学習し、その学習の成果が地域において適切に活かすことができる生涯学習社会を実現する。			
	(市関与の必要性) 学びを通して、地域の力となる人材育成を目指すため、多機能な学習機能を持つ公民館にて、市民の主体的な学習や活動を支援する事業を展開することが有効である。			
事業内容	(事業概要)			
	<p>(1)グループ活動コーディネーター育成研修 地域で活動する、又は活動しようとするグループのリーダーとなる人材の育成を目指す。 内容の例示:傾聴姿勢と対話力、課題の抽出、社会資源の結びつけ、実績の評価力、アイスブレイクなどのワークショップと講義</p> <p>(2)地域お出かけ事業 地域リクエスト講座、地域現代学講座 多様化する市民の学習ニーズに応じ学びを通して仲間づくりや地域に内在する課題に気づき、課題解決に向けた動きを促す(リクエスト講座は、市民の学習要求に応じて有料講座として実施)。 人権推進講座 地域の人々が幸せに暮らしていけるよう子ども・女性・老人・外国人など身近な問題から部落差別まで多様な人権学習事業を展開する。 子どもふれあいスクール事業 小学生を中心に、創作活動などを通して学校外活動や様々な体験活動を通して親子のふれあいを深め、家庭教育の充実を図る事業として実施する。</p>			
経緯	(事業企画立案に至った経緯) 少子高齢・人口減少社会を迎えている中で、地域の活性化を図っていくためには、地域の人材育成が喫緊の課題となっている。また、学習する喜びを地域に広げ、市民が主体的に学習する土壌を育むために、公民館以外の場所で各種講座を実施し、まちづくりに活かしていくものである。			
事業実施手法	(事業実施内容) グループ活動コーディネーター育成研修 地域お出かけ事業 ・地域現代学講座(6講座) ・人権推進講座(6講座) ・地域リクエスト講座(6講座) ・子どもふれあいスクール事業(6講座)			

事務事業名称		(新規)サッカーロボットプログラム講座事業		
所属	局室名	教育委員会事務局	課名	中央公民館
	事業費	1,381千円	うち一般財源	441千円
事務事業の目的	(対象) 理科に興味がある小・中学生とその保護者			
	(事業趣旨) 学社連携の促進、児童生徒の理科離れという全国的問題に注視し、国際科学技術コンテストであるロボカップジュニアの参加者養成を目的とし、尼崎双星高等学校及び商工会議所等と協力しながら、児童生徒を対象としたサッカーロボット製作に関するプログラミング講座を実施する。 なお、尼崎双星高等学校の生徒や参加児童生徒の保護者にボランティアとしての事業参画を促し、ボランティア意識の醸成も同時に行う。			
	(求めるべき成果) 小・中・高校生が公民館に親しみを持つきっかけづくりを図るためのロボットプログラミングの講座を公民館等で開催し、産業のまち尼崎の次世代を担うための基礎を身につけるとともに、小・中学生の保護者に公民館への親しみをもってもらい、審判ボランティア等からの人材育成を図る。			
	(市関与の必要性) 学社連携の促進を図るため、尼崎双星高等学校や参加者の保護者、商工会議所等が一体となった事業の推進体制を構築することにより、協働の取組を積極的に推進していくことに寄与する。			
事業内容	(事業概要)			
	(1) 事業内容 尼崎双星高等学校及び商工会議所等との協力により、ロボカップジュニア参加者養成講座を計4回実施する。 事業の具体的内容としては、パソコンを使用したプログラムづくり、ロボットの製作・調整などを行い、ロボカップで使用するサッカーコートで対戦する。 (2) 事業スケジュール ・関係団体との調整 4月～ ・参加者養成講座(全4回)を実施 6月～12月			
経緯	(事業企画立案に至った経緯) 商工会議所の100周年事業として、平成24年3月にベイコム総合体育館にて全国大会が開催されたこともあり、地元の関心が高くなっていることや、平成25年度が初年度となる新たな総合計画においても、地域人材の育成を進めていくことを目指しており、本事業の実施を通して、関係団体や保護者等によるボランティアの参画を得ることにより、新しく社会教育に関わり、地域の力となる人材の発掘につながることを期待できることから、事業を実施するもの。			
事業実施手法	(事業実施内容) 商工会議所、尼崎双星高等学校、参加者の保護者、公民館が連携し、以下の役割分担により実施する。 公民館は、事業の実施と場所の提供、小・中学校への参加の呼びかけ 商工会議所は、事業の実施補助 尼崎双星高等学校は、事業への生徒及びクラブ顧問の参加 保護者は講座事業の見学、あるいはボランティア審判として事業へ参画			

事務事業名称		(新規)としょかん英語学習応援事業		
所属	局室名	教育委員会事務局	課名	中央図書館
	事業費	150千円	うち一般財源	150千円
事務事業の目的	(対象) 幼児(3歳程度)から小学校低学年(1・2年生)			
	(事業趣旨) 小学校において外国語活動が必修になった中で、市内にある大学の協力を得ながら、子どもたちに楽しく英語に接してもらう機会の提供を図ることを通して、ボランティア活動ができる機会の充実と学習の成果を地域づくりに活かす仕組みの構築を図る。			
	(求めるべき成果) 幼少期の早い時期から英語に接することにより、子どもたちが英語に親しみを持ち、今後の小学校等での円滑な英語学習につなげていくとともに、この事業をきっかけとして、市内の大学との連携を強化し、ボランティア活動ができる機会の充実を図る。			
	(市関与の必要性) 幼少期における英語学習の必要性が高まる中、子どもたちに楽しく英語に接してもらう機会の提供を市内の大学と協働で実施することにより、学習機会の支援とボランティア活動ができる機会の充実を図る。			
事業内容	(事業概要) 年間4回程度、関西国際大学の協力を得て、子どもたちに対して「英語に楽しく接してもらう機会」をつくるための各種取組を各回につき1時間程度行う。なお、対象年齢が幅広いため、幼児と学童を2クラスに分けての事業実施とする。			
	(1)実施時期等	年4回・各30分～1時間程度		
	(2)実施場所	中央図書館 1階セミナー室		
	(3)講師	関西国際大学の学生(延べ20名)		
	(4)定員	延べ80名		
	(5)内容	英語の絵本の読み聞かせ、英語の歌および手遊び、英語を使ったゲーム等		
経緯	(事業企画立案に至った経緯) 小学校において外国語活動が必修となるなど、幼少期からの英語学習の必要性が高まる中、図書館としても読書推進のための新しい取組の構築が課題となっている。このような状況において、図書館の新たな事業展開及びボランティア活動機会の充実を図るため、市内の大学との協働により事業を実施することとしたもの。			
事業実施手法	(事業実施内容) 関西国際大学の学生ボランティアとの協働による事業実施 英語図書の拡充及び貸出しの促進 他の市内大学等に対する事業参加への呼びかけ			

事務事業名称		(新規)高等学校通学区域再編に伴う進路対策事業		
所属	局室名	教育委員会事務局	課名	学校教育課
	事業費	17,178千円	うち一般財源	17,178千円
事務事業の目的	(対象) 中学校3年生			
	(事業趣旨) 兵庫県教育委員会は、平成24年1月に、平成27年度より現在の学区を拡大再編することを主な内容とした「兵庫県高等学校全日制普通科(学年制)の新通学区域に係る基本方針」を発表した。また、同年12月には、これまで複数志願選抜の受け皿的な制度であった「その他校希望」を廃止することも発表し、公立高校志向の高い本市の生徒にとっては、非常に厳しい改変策となっている。尼崎市教育委員会においては、これまで学力向上に向け、「学力向上クリエイト事業」を拡充するなどの方策を講じてきたところであるが、学区再編を見据え、入学者選抜において影響が生じる前年度の平成25年度より、更なる学力向上と進路指導体制の強化を図るため、みだしの事業を実施する。			
	(求めるべき成果) 平成27年度からの公立高校の学区の拡大再編を控え、子どもたちが自分の希望する進路を選択できる学力を身につけることを目指す。			
	(市関与の必要性) 学力向上クリエイト事業が類似事業としてあるが、本事業は、平成27年度からの公立高校の学区の拡大再編を控え、更なる学力向上を図るため、中学校3年生に対する学力調査の実施及び夏季休業中やそれ以降の自主学習支援の拡充を行うものである。			
事業内容	(事業概要)			
	<p>(1)中学校3年生に対する学力調査の実施 2年後の学区再編に向けて必要になるのは、生徒自身の課題認識と、進路指導の充実である。そこで、生徒自身に進路に向けた、自身の課題や対策を明確に持たせるため、中学3年生を対象に学力調査を1学期と2学期に1回ずつの計2回実施する。兵庫県の入学試験に準拠した問題で調査を実施することにより、生徒が市内での客観的な成績を把握し、夏休み以降の自主学習への取り組み方を考える機会となり、課題を明確にした学力向上策を立てることが期待できる。また、各学校における評価が点検でき、進路指導の信頼性のサポートと進路指導の充実につながるものと考えられ、進路指導の基礎データとして活用する。</p> <p>(2)夏季休業中やそれ以降の自主学習支援の拡充 本市においては、以前から特に課題が大きかった中学校に対し、各教科1人計5人の「授業改善アドバイザー」を配置し、若手教員を中心とした教員への継続的指導を行ってきた。その成果もあり、近年、中学校の学力は上向き、平成24年度の「学力・生活実態調査」においては、全国平均との差がほとんどなくなってきた。このように、基礎基本が一定程度定着してきた反面、応用力・活用力の課題が明確になってきた。そのことを受け、「学力向上クリエイト事業」を拡充し、新たに活用型支援を新設した。しかし、より中3の夏以降の学習を支える必要があると考えられるため、中3の夏季休業中から2学期以降の放課後や土曜日の自主学習環境を全中学校において充実させ、進路に向けた学習を強化していく。なお、実施校に対しては、参加者数、実施時間などの報告を求め、次年度以降の進路指導の改善に活かしていくこととする。</p> <p>&lt;内容&gt; 活用力を育むための過去の試験問題集購入費 指導補助員拡充</p>			
経緯	(事業企画立案に至った経緯) 上記の事業趣旨にも記載したとおり、兵庫県教育委員会が平成27年度より現在の学区を拡大して再編することを発表し、また、平成24年12月には、受け皿となる制度である「その他校希望」を廃止することを発表した。その結果、公立高校を希望する生徒には厳しい状況になることが考えられることから、更なる学力向上と進路指導体制の強化を図る必要性がある。			
事業手法実施	(事業実施内容) (1)中学校3年生に対する学力調査の実施(2回) (2)夏季休業中やそれ以降の自主学習支援の拡充			

事務事業名称		(拡充)学力向上クリエイト事業		
所属	局室名	教育委員会事務局	課名	学校教育課
	事業費	46,699千円 (8,218千円)	うち一般財源	46,699千円 (8,218千円)
事務事業の目的	(対象) 小・中学校			
	(事業趣旨) これまでの学力向上クリエイト事業は、各校の主体的な取組の推進を支援するために実施してきたところであり、主に基礎的な知識や技能の習得を目的に実施してきた。今後は、各校のこれらの取組への支援を継続しつつ、習得した知識や技能を活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力といった能力を育むことを目的に加え、現行の事業を拡充し実施する。ひいては、活用する力を育むことで平成27年度入試から実施される公立高校学区再編にも対応できる学力の育成を図る。			
	(求めるべき成果) 本事業は、基本的な知識や技能の習得をめざすとともに、それらを活用して、課題解決するために必要な思考力、判断力、表現力といった活用する力の育成を図る。 また、活用する力の定着度をみるために全国学力・学習状況調査のB問題(活用問題)において全国平均をめざす。			
	(市関与の必要性) 学力向上は市の最重要課題であり、その達成に向けて適切な支援策を講じていく必要がある。また、市全体の子どもたちの学力を向上させることにより、現役世代の定住・転入の促進につなげていくことが期待できる。			
事業内容	(事業概要)			
	(1)基礎型(これまでも実施している支援策) 基礎的な知識や技能を育むため、これまでの支援内容を「基礎型」として継続する。ただし、現在実施している支援8(英語指導補助員の配置)は平成25年度末をもって廃止する。また、平成24年度は支援策を9つにして実施してきたが、いくつかの支援を統合し学校の主体性を強化する。また、支援の呼称も取組内容がわかるように次のように改める。 ア)支援1・3・9 学習支援(授業中・放課後・土曜日・長期休業中等) イ)支援2・7 教員指導力向上支援 ウ)支援4 地域人材支援 エ)支援6 需用費支援 オ)支援8 外国語活動支援(H25末で廃止) (2)活用型(新たに実施する支援策) 活用する力を育むため、新たに「活用型」として次の支援内容を新設する。 活用型学習支援 放課後や土曜日等に活用する力の育成をめざした学習会を開くため、教職経験者や大学生等の指導補助員に係る費用を支援する。 活用型教員指導力向上支援 例えば次のような取組が必要となる支援を行う。 ・学習到達度調査結果を分析し、活用する力をはぐくむための授業改善を図る。 ・活用する力をはぐくむ授業づくりに向け、大学等の研究者を招聘する。 ・指導力のさらなる向上に向け、本市のマイスター教員とともに、他市の優秀教員を招聘する。 ・校種間連携を図りながら系統的なカリキュラムづくりに取り組む。 ・市教委が紹介する学力向上の成功している先進校を視察し、その取組を広め活かしていく。			
経緯	(事業企画立案に至った経緯) 学力・生活実態調査の結果より、本市の児童生徒の学力水準は調査実施当初に比べて改善傾向が見られ、本事業を含めた学力向上の取組に一定の成果があったものと考えられるが、活用する力に関する問題等に課題が見受けられることから、今後、それらの定着に向けた取組を進めていくために事業を拡充することとしたもの。			
事業実施手法	(事業実施内容) (1)各校は、課題解決に向け、実施計画書を作成する。 (2)教育委員会は各校の実施計画を精査し、予算を配分する。 (3)実施後、各校は成果と課題を整理し、次年度に向けた改善点を検討するなど、PDCAサイクルを一層確立する。 (4)予算配分は、各校によるプレゼンテーションを実施し、決定する予定である。			

事務事業名称		(新規)尼崎高等学校特色づくり推進事業		
所属	局室名	教育委員会事務局	課名	高校教育担当
事業費		974千円	うち一般財源	974千円
事務事業の目的	(対象)	尼崎高等学校の生徒及び教員		
	(事業趣旨)	平成27年度から実施される通学区域の再編を見据え、進路指導の充実による同校の特色づくりの一環として、土曜日や夏季休業期間中の補習学習を実施することにより、国公立・有名私立大学への進学率の向上を目指す。 また、県内及び他府県の公立進学校を教員が訪問し、研究授業に参加することにより、授業力を高め、ひいては学校の進学率向上につなげていく。		
	(求めるべき成果)	進学指導の充実による国公立・有名私立大学への進学率の向上		
	(市関与の必要性)	生徒が自己の将来の進路を主体的に選択し、希望する進路の実現につなげていくとともに、なお一層、地域に信頼される学校としての存在意義を高めていくため、進学指導のさらなる充実を図る。		
事業内容	(事業概要)	(1)学力向上事業 生徒の学力向上を図り、国公立・有名私立大学への進学率向上を図るため、以下の事業を実施する。 土曜Study(1～3年生の希望者対象) 夏季集中講座(1～3年生の希望者対象) (2)指導力向上事業 授業力のスキルアップ等を行い、教員の資質向上を図るため、以下の事業を実施する。 先進進学校訪問 他校授業見学		
経緯	(事業企画立案に至った経緯)	平成27年度から実施される通学区域の再編を見据えた形で、同校がさらに地域に信頼される学校としての存在意義を高めるために進学指導を充実し、国公立・有名私立大学への進学率向上に資するため、事業を実施することとしたもの。		
事業実施手法	(事業実施内容)	(1)学力向上事業 土曜Study 1～3年生の希望者を対象に、土曜日に3時間、教員による補充・補習学習の補助として、時間講師等を任用する。 夏季集中講座 1～3年生の希望者を対象に、夏季休業中の20日間、毎日3時間、教員による補充・補習学習の補助として、時間講師等を任用する。 、の事業によって、進学指導を充実させ、国公立・有名私立大学への進学率の向上につなげていく。 (2)指導力向上事業 先進進学校訪問 進学に関して先進的に取り組んでいる県内及び県外の公立高校を訪問し、その取組を校内に設置しているビジョン会議で検討し、効果を望めるものは導入していく。 他校授業見学 教員の授業力スキルアップ等のために、県内及び県外の公立高校の研究授業等に参加し、その結果を職員会や教科会等で報告し、教員の資質向上に役立てる。		

事務事業名称		(新規)学校暑さ対策事業		
所属	局室名	教育委員会事務局	課名	学校保健課
	事業費	832千円	うち一般財源	832千円
事務事業の目的	(対象) 幼児・児童・生徒			
	(事業趣旨) 平成23年度に実施した教室の室温調査結果より、エアコン未設置校に対して暑さ対策を講じ、良好な学習環境の創出を図る。			
	(求めるべき成果) 幼児・児童・生徒の健康の保持増進及び良好な学習環境の創出を図る。			
	(市関与の必要性) 学校の暑さ対策の具体的な実施手法については、個々の学校の実情に応じて、行政が責任を持って主体的に行っていく必要がある。			
事業内容	(事業概要) 1 校舎外の渡り廊下などに簡易型ミスト装置を設置し、体育の授業から教室へ戻る際や休み時間中にミストを浴び、クールダウンを図る。 2 室温が高くなる傾向にある最上階や風通しの悪い教室の窓、また、西日のあたる廊下側の窓などに、すだれを設置し、教室内の温度を和らげる。			
経緯	(事業企画立案に至った経緯) 教室の室温調査結果より、夏期の室温が30度を超える教室が多数発生している状況において、普通教室にエアコンを設置していない学校については、幼児・児童・生徒の健康面や学習面への影響を考え、何らかの暑さ対策を実施していく必要がある。			
事業実施手法	(事業実施内容) 1 簡易型ミスト装置の設置 エアコン未設置の学校で、かつ簡易型ミスト装置未設置校 49校園 (小学校19校、中学校12校、幼稚園18園) 2 すだれの設置 エアコン未設置の学校に10校(50教室)			

事務事業名称		(新規)市立定時制高等学校特色づくり推進事業		
所属	局室名	教育委員会事務局	課名	高校教育担当
	事業費	340千円	うち一般財源	340千円
事務事業の目的	(対象) 市立定時制高等学校の生徒及び教員			
	(事業趣旨) 平成25年度に再編する市立定時制高等学校の特色づくりの一環として、工業系専門学科の生徒・教員を対象に、産学連携による高度な技能・技術指導を実施し、生徒の希望する進路の実現につなげるとともに、教員・生徒が中心になり、地域の人々と交流し、地域交流の活性化を図っていくための各種事業を実施する。			
	(求めるべき成果) ・進路(進学・就職)指導の充実による生徒が希望する進路の実現 ・地域貢献事業を通じた地域に信頼される学校としての存在意義の向上			
	(市関与の必要性) 進路(進学・就職)指導を充実させることにより、生徒が自己の将来の進路を主体的に選択し、希望する進路の実現につなげていくとともに、なお一層、地域に信頼される学校としての存在意義を高めていくため、地域貢献事業を実施し、特色づくりを図っていく。			
事業内容	(1)技術力向上事業 工業系専門学科の生徒・教員を対象に「ものづくり」を中心とした定時制高等学校における工業系専門教育の在り方を示す。また、産学連携による高度な技術・技能の習得や資格の取得を通じて、希望の進路実現に向けたキャリア教育の一環としての役割も担うとともに、技能五輪(電気溶接部門)への挑戦も行う。 技能検定合格指導 電気工事士合格指導 技能五輪(電気溶接部門)への挑戦			
	(2)地域貢献事業 教員・生徒が中心になり、地域の人々と交流し、地域交流の活性化を図っていく。 地域清掃 緑化活動 バトミントン教室 パソコン教室 幼稚園・保育園訪問			
経緯	(事業企画立案に至った経緯) 平成25年度における市立定時制高等学校は、尼崎工業・城内・琴ノ浦(再編に伴う新高等学校)の3校体制となり、その体制は平成27年度まで継続し、同28年度から琴ノ浦高等学校の単独体制となる。再編に伴い新たな学校が開校する平成25年度は市立定時制高等学校の節目の年度であり、進路指導の充実や地域貢献事業による3校の市立定時制高等学校の特色づくりの一環としての事業を実施することとしたもの。			
事業実施手法	(事業実施内容) (1)技術力向上事業 技能検定合格指導 技能検定材料を購入し、溶接技能検定を受験する生徒の技能向上に向け、近畿中小企業溶接事業組合から優れた講師を招聘し、生徒・教員に対しての技能・技術指導を実施し、生徒の進路実現につなげる。 電気工事士合格指導 電気工事士合格を目指し、技能・技術向上に向け、外部講師を招聘し、生徒の進路実現につなげる。 技能五輪(電気溶接部門)への挑戦 技能五輪(電気溶接部門)用の材料を購入し、技能・技術向上に向け、外部講師を招聘し、技能五輪出場に挑戦する。 (2)地域貢献事業 主に城内・琴ノ浦高等学校において、地域に信頼される学校としての存在意義を高めるために、以下の事業を実施する。 地域清掃(学校周辺の清掃活動) 緑化活動(学校内・周辺の緑化活動) バトミントン教室(近隣の小学校児童を対象に実施) パソコン教室(地域住民対象に実施) 幼稚園・保育園訪問(地域の園児たちとの交流)			

事務事業名称		(新規)子ども・子育て支援制度関係事業		
所属	局室名	こども青少年局	課名	計画調整課
	事業費	9,577千円	うち一般財源	9,577千円
事務事業の目的	(対象) 子ども、子育て家庭の保護者、子育てサービスを提供している事業所等			
	(事業趣旨) 平成24年8月10日に成立した子ども・子育て関連3法では、子ども・子育て家庭を社会全体で支えるため、市町村が実施主体として、国、都道府県等と連携し、子ども・子育て支援事業計画(以下「事業計画」という。)を策定することが義務付けられるとともに、新たな給付業務等に対応することが求められている。			
	(求めるべき成果) 子ども・子育て支援給付、その他子ども・子育て家庭の保護者等に必要な支援を行い、もって一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的に事業計画を策定し、計画的に推進する。			
	(市関与の必要性) 子ども・子育て関連3法では、市町村が実施主体となり、事業計画を策定し、給付・事業を実施することとされている。			
事業内容	(事業概要) 国からの基本指針に基づき、子ども・子育てに係る市民ニーズを把握した上で、子ども・子育て関連3法に基づく新制度の給付・事業の需要見込量、提供体制の確保の内容及びその実施時期等を盛り込んだ事業計画を平成26年度に策定し、本計画をもとに、平成27年4月(予定)から給付・事業を実施する。			
経緯	(事業企画立案に至った経緯) 深刻化する少子化や待機児童の問題、また、子ども・子育て支援の質、量がともに不十分といった様々な課題に対応するため、平成24年8月10日に子ども・子育て関連3法が成立した。市町村は、この子ども・子育て関連3法に基づく新制度の実施主体として、事業計画の策定が義務付けられるとともに、新たな給付業務等に対応することが求められていることから、事業の企画立案に至ったものである。			
事業実施手法	(事業実施内容) 国が定める基本指針等が未定であるため、内容は流動的 1 新制度に係るニーズ調査の実施 (仮称)子ども・子育て審議会(平成25年4月設置予定)(以下「審議会」という。)において、学識経験者・市民等からなる部会を設置し、調査審議を行う。 (ニーズ調査は業務委託により実施) 2 事業計画の策定 審議会において、学識経験者・市民等からなる部会を設置し、調査審議を行うとともに、教育委員会をはじめとした庁内組織等と連携を図り、事業計画を策定する。 また、新制度への移行を踏まえた保育の提供のあり方を中心に、課題内容に応じた検討も併せて行う。 (事業計画策定は業務委託により実施)			

事務事業名称		(拡充) 公立保育所施設整備事業		
所属	局室名	こども青少年局	課名	保育課
	事業費	12,608千円 (12,608千円)	うち一般財源	8千円 (8千円)
事務事業の目的	(対象) 保育所入所児童、その保護者及び子育て世帯、地域住民			
	(事業趣旨) 軽量鉄骨造りの保育所は、昭和42年から46年にかけて建設され、また、鉄筋コンクリート造りの保育所も同様に昭和46年築のものをはじめ、老朽化が著しいため、早急に建替え工事等が必要である。児童等の安全の確保と生活環境の改善を図り、快適に過ごせるような環境をつくるため、建替え等を行う。施設整備や状況に応じて、定員増による待機児童の解消を図り、残る公立保育所として必要な整備として、0歳児保育及び一時預かり事業を実施し、地域子育て支援の機能を付加する。			
	(求めるべき成果) 公立保育所入所児童の健全な育成及び資質の向上を図るとともに、その保護者及び地域の住民が安心して過ごせる環境をつくる。 また、残る公立保育所として必要な整備や定員増による待機児童の解消を図る。 「公立保育所の今後の基本方向」及び「次世代行動計画」として位置づけた、公立保育所が今後果たすべき役割 ・保育に欠ける子どもの受け入れを保障する役割(0歳児保育、障害児保育) ・市の保育水準の維持向上を示す役割(アクションプログラムの実施) ・地域における子育て支援事業の協力・連携機関としての役割(一時預かり等、地域子育て支援機能の充実)			
	(市関与の必要性) 公立保育所の建替え事業であり、公立保育所の設置者である市が実施する。設計及び工事については外部発注とする。			
事業内容	(事業概要) 最終的に公立保育所として残る保育所について、条件が整ったものから建替え工事等をする。 軽量鉄骨造りの保育所は、昭和42年から46年にかけて建設され、また、鉄筋コンクリート造りの保育所も同様に昭和46年築のものをはじめ、老朽化が著しいため、早急に建替え工事等が必要である。児童等の安全の確保と生活環境の改善を図り、快適に過ごせるような環境をつくるため、建替え等を行う。施設整備や状況に応じて、定員増による待機児童の解消を図り、残る公立保育所として必要な整備として、0歳児保育及び一時預かり事業を実施し、地域子育て支援の機能を付加する。 平成25年度から建替えする施設は、塚口保育所とする。			
	(事業企画立案に至った経緯) 軽量鉄骨造りの保育所は、昭和42年から46年にかけて建設され、また、鉄筋コンクリート造りの保育所も同様に昭和46年築のものをはじめ、老朽化が著しく、児童の生活環境の向上を図るため、早急に建替え工事等が必要な状態である。 公立保育所入所児童の健全な育成及び資質の向上を図るとともに、その保護者及び地域の住民が安心して過ごせる環境をつくり、また、残る公立保育所として必要な整備や定員増による待機児童の解消を図るため、本事業企画立案に至ったもの。			
事業実施手法	(事業実施内容) 施設の老朽化等が著しいため、建替え工事等を行い、児童等の安全の確保と生活環境の改善を図り、快適に過ごせるような環境をつくる。改築実施に伴い、建替え後は定員増(定員60人 100人)による待機児童の解消を図り、今後の公立保育所に必要な整備として、0歳児保育及び一時預かり事業を実施し、地域子育て支援の機能を付加する。  [塚口保育所]H25設計委託等、H25～26新築工事等、H27公園整備工事 なお、新敷地が、都市計画施設(公園)区域内にあるため、鉄骨2階建てとする。現保育所北側の公園に新保育所を建設し、現在の保育所は撤去し公園として整備する。			

事務事業名称		(拡充)つどいの広場設置推進事業		
所属	局室名	こども青少年局	課名	こども家庭支援課
	事業費	43,475千円 (5,995千円)	うち一般財源	21,758千円 (2,998千円)
事務事業の目的	(対象) 在宅で子育てをしている保護者とその子ども			
	(事業趣旨) 核家族化や近隣関係の希薄化により、在宅で子育てをしている家庭が孤立化している傾向にあり、子育てに関する悩みや負担感を持つ保護者が多い。また、子育てへの悩みや負担感は、虐待へと発展する可能性もあることから、様々な主体が関わり、家庭の子育て力を回復、また一層向上させていくための支援を行う。			
	(求めるべき成果) 家庭の子育て力の向上、ひいては、子どもの健やかな成長。 専門家による相談以外に、保護者同士で共感し合い、支え合うような場の機会提供が有効であることから、当該事業を実施し、保護者同士が仲間となって、子育ての喜びや楽しさ、不安や悩みを共有したり、解決策の情報を交換したりするなどにより、子育ての悩みや負担感の軽減を図る中で、安心して出産、子育てができる環境を整え、子どもの健やかな成長につなげる。			
	(市関与の必要性) 子育て支援については、地域だけでなく、個人や家庭、事業者、行政等社会のあらゆる構成メンバーが、それぞれの役割と責任において、協働により取り組む必要がある。市が関与する必要性としては、すべての子育て家庭を対象に、全市域で均等に、安定的で、質が一定確保されたサービスを提供しなければならないことから、市が関与するものである。 当該事業を運営しているのは、地域で子育て支援の活動をしている団体であり、地域全体で子育て家庭を支え、子どもたちの育ちを支援する意識の醸成へつなげていくものである。			
事業内容	(事業概要) 在宅で子育てをしている保護者やその子どもたちが交流できる場として、つどいの広場を1箇所増設し、子育てに関する悩みや負担感の軽減を図るとともに、子育てしやすい環境を創出する。また、保護者の育児に伴う負担軽減などのため、一時預かり事業を今回設置する広場において併せて実施する。 (平成25年度は、阪急園田駅周辺に設置)			
経緯	(事業企画立案に至った経緯) 現在、市内8箇所の施設で親子の交流の場の運営がなされている。 「次世代育成支援対策推進法に基づく尼崎市後期行動計画策定のためのニーズ調査」において、ベビーカーで通える距離に施設がない状況に置かれている子どもとその保護者が多く、「場所が遠い」や「施設に行くための交通の便が悪い」といった意見があったことから、次世代育成支援対策推進行動計画(後期計画)において、施設数を増やす(計画最終年度には11箇所)ことを目標に掲げている。これに基づき、施設を計画的に設置するものである。 また、在宅で子育てしている保護者の負担感の軽減のため、保護者の所用や買物などの外出時に需要が見込まれる一時預かり事業についても、次世代育成支援対策推進行動計画(後期計画)において、保育所以外で今後3箇所で実施することを目標にしている。			
事業実施手法	(事業実施内容) 一時預かり事業を一体的に実施するつどいの広場を開設し事業を運営する団体について、市は公募を行い、応募団体は、実施を予定している事業内容、設置場所、職員体制についてプレゼンテーションを行う。公募を行うに当たっては、新たに子育て支援に関する活動を始める団体等のほか、すでに独自に活動をしている団体等も対象とする。また、効果的な一時預かり事業を実施するため、利便性の高い駅前かつ商業地域に隣接している地域での実施が望ましいことから、公募の段階において、実施地域を指定する。(平成25年度は、阪急園田駅周辺)			

事務事業名称		(新規)子ども・子育て支援制度関係事業		
所属	局室名	教育委員会事務局	課名	企画管理課
	事業費	828千円	うち一般財源	828千円
事務事業の目的	(対象) 子ども、子育て家庭の保護者、子育てサービスを提供している事業所等			
	(事業趣旨) 平成24年8月10日に成立した子ども・子育て関連3法では、子ども・子育て家庭を社会全体で支えるため、市町村が実施主体として、国、都道府県等と連携し、子ども・子育て支援事業計画(以下「事業計画」という。)を策定することが義務付けられるとともに、新たな給付業務等に対応することが求められている。			
	(求めるべき成果) 子ども・子育て支援給付、その他子ども・子育て家庭の保護者等に必要な支援を行い、もって一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的に事業計画を策定し、計画的に推進する。			
	(市関与の必要性) 子ども・子育て関連3法では、市町村が実施主体となり、事業計画を策定し、給付・事業を実施することとされている。			
事業内容	(事業概要) 国からの基本指針に基づき、子ども・子育てに係る市民ニーズを把握した上で、子ども・子育て関連3法に基づく新制度の給付・事業の需要見込量、提供体制の確保の内容及びその実施時期等を盛り込んだ事業計画を平成26年度に策定し、本計画をもとに、平成27年4月(予定)から給付・事業を実施する。			
経緯	(事業企画立案に至った経緯) 深刻化する少子化や待機児童の問題、また、子ども・子育て支援の質、量がともに不十分といった様々な課題に対応するため、平成24年8月10日に子ども・子育て関連3法が成立した。市町村は、この子ども・子育て関連3法に基づく新制度の実施主体として、事業計画の策定が義務付けられるとともに、新たな給付業務等に対応することが求められていることから、事業の企画立案に至ったものである。			
事業実施手法	(事業実施内容) 国が定める基本指針等が未定であるため、内容は流動的 1 新制度に係るニーズ調査の実施 (仮称)子ども・子育て審議会(平成25年4月設置予定)(以下「審議会」という。)において、学識経験者・市民等からなる部会を設置し、調査審議を行う。 (ニーズ調査は業務委託により実施) 2 事業計画の策定 審議会において、学識経験者・市民等からなる部会を設置し、調査審議を行うとともに、関係する庁内組織等と連携を図り、事業計画を策定する。 また、新制度への移行を踏まえた幼児教育のあり方について、課題内容に応じた検討も併せて行う。 (事業計画策定は業務委託により実施)			

事務事業名称		(新規)赤ちゃんの駅事業		
所属	局室名	こども青少年局	課名	こども家庭支援課
	事業費	200千円	うち一般財源	200千円
事務事業の目的	(対象) 子育てをしている保護者とその子ども			
	(事業趣旨) 核家族化や近隣関係の希薄化により、在宅で子育てをしている家庭が孤立化している傾向にある中で、安心して出産、子育てができ、親としての本来の力が発揮できるような環境を創出していくため、子育て中の親子が安心して外出できる環境を整え、地域全体で子どもの健やかな育成を支援する。			
	(求めるべき成果) 次代を担う子どもの健やかな育成を地域社会全体で支えるため、市内において気軽に授乳やおむつ交換ができる施設を確保し、その所在を広く周知するとともに、設置を促進することにより、乳幼児を抱え、行動範囲が狭くなりがちな母親が安心して外出できる環境を整える。			
	(市関与の必要性) 子育て支援については、地域だけでなく、個人や家族、事業者、行政等社会のあらゆる構成メンバーが、それぞれの役割と責任において、協働により取り組む必要がある。市が関与する必要性としては、安心して授乳やおむつ交換ができるよう、赤ちゃんの駅に登録するための条件を定め、登録した施設の情報を子育て家庭に広く提供するとともに、設置の促進を進める必要があることから、市が関与するものである。 また、当該事業は市の施設のほか、民間事業者等にも参加を呼びかけるものであり、地域全体で子育て家庭を支え、子どもたちの育ちを支援する意識の醸成につなげていく。			
事業内容	(事業概要) 授乳やおむつ交換ができるスペースがあるなど、既に条件に合致している市等の施設28箇所及び市立保育所29箇所を「赤ちゃんの駅」として登録するとともに、民間事業者等にも参加を呼びかけ、条件に合致する施設を「赤ちゃんの駅」に登録し、市報やホームページ等を通じて広く周知を図るとともに、登録施設には、利用者が確認できるようステッカーを掲示する。			
経緯	(事業企画立案に至った経緯) 社会のあらゆる構成メンバーが協働により子育て支援に取り組む必要がある中で、乳幼児を抱え、行動範囲が狭くなりがちな親子が安心して外出できる環境を整えるため、民間事業者等との協働により、授乳やおむつ交換が気軽にできる「赤ちゃんの駅」事業を実施するものである。			
事業実施手法	(事業実施内容) 授乳やおむつ交換ができるスペースがあるなど、既に条件に合致している市等の施設28箇所及び市立保育所29箇所を「赤ちゃんの駅」として登録するとともに、民間事業者等にも参加を呼びかけ、条件に合致する施設を「赤ちゃんの駅」に登録する。市報や子育て情報誌、ホームページ等を通じて市民に広く周知するとともに、利用者等が確認できるよう、あまがさきキッズサポーターズが作成したステッカーを登録施設に掲示する。			

事務事業名称		(拡充)人権啓発事業(人権啓発推進委員会活性化事業)		
所属	局室名	市民協働局	課名	人権課・総合センター
	事業費	8,236千円 (48千円)	うち一般財源	3,842千円 (48千円)
事務事業の目的	(対象) 市民・市内在勤者			
	(事業趣旨) 現在、各総合センターに設置されている人権啓発推進委員会では、あらゆる人権問題の正しい理解と認識を深め、差別意識の解消と人権思想の高揚を図る目的で、啓発活動を実施してきたが、未設置であった中央・園田地区に人権啓発推進委員会を新設し、市内全域で、市民主体の人権啓発活動が展開されるような環境を整備する。			
	(求めるべき成果) 市域全体に充実した人権啓発活動が行き届く体制を整備し、市民一人ひとりの人権が尊重され、自己実現に向けて生きる力や喜びが感じられる「人権文化の息づくまち・あまがさき」の実現をめざす。			
	(市関与の必要性) 「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」において、人権啓発の推進は、地方公共団体の責務であることが規定されている。また同和問題をはじめとする様々な人権問題の解決は、住民の福祉向上の観点からも市が積極的に関与する必要がある。			
事業内容	(事業概要) ・中央地区、園田地区を対象とした人権啓発推進委員会を新たに設置し、各行政区全体を活動範囲として啓発活動を行う。 ・大庄地区については、今北・堂松南人権啓発推進委員会の活動範囲を、大庄地区全体に広げる。 ・立花地区については、堂松北人権啓発推進委員会、塚口本町啓発推進委員会、立花中学校区人権教育・啓発推進委員会が連携し、活動範囲を立花地区全体に広げる。 ・現在、行政区全体を対象に活動している小田地区及び武庫地区の人権啓発推進委員会の活動を参考として、各推進委員会が人権啓発事業を実施することで、より充実した人権啓発を推進する。			
経緯	(事業企画立案に至った経緯) ・本市の人権啓発の取組は、同和対策にかかる特別対策から始まったことから、一般対策移行後も総合センターを中心とした事業展開となっている。 ・尼崎市人権教育・啓発推進基本計画において、多様化する人権課題に的確に対応するため、関係機関をはじめ、様々な人権問題の解決に取り組んでいる関係団体等との密接な連携・協力が求められるとともに、全市域・全市民を対象とした事業展開を図ることが求められている。			
事業実施手法	(事業実施内容) 地域住民団体(社会福祉協議会等)への説明会及び学習会の実施 人権啓発推進委員会の設置(中央地区、園田地区) 各地区の人権啓発推進委員会及び関係団体等との情報交換 啓発事業の企画及び実施(人権講演会、人権啓発街頭キャンペーン、啓発紙の発行等) 実施事業の点検・総括			

事務事業名称		(新規)児童発達支援センター保育所等訪問支援事業		
所属	局室名	健康福祉局	課名	障害福祉課
	事業費	3,217千円	うち一般財源	1,007千円
事務事業の目的	(対象) 保育所など「児童が集団生活を営む施設」に通う市内在住の障害児			
	(事業趣旨) 社会福祉法人尼崎市社会福祉事業団が指定管理者となって管理運営している「尼崎市立あこや学園」及び「尼崎市立たじかの園」が、地域における障害児通所支援の中核をなす児童発達支援センターとして、保育所等訪問支援事業を付加し、障害児支援の充実を図る。			
	(求めるべき成果) 各児童発達支援センターに保育所等訪問支援事業を付加することにより、障害児が集団生活に適応できるよう、機能的かつ効率的につながった一体的な障害児支援施策を推進する。			
	(市関与の必要性) 市が指定管理者に選定している社会福祉法人が管理運営する児童発達支援センターに、その機能や専門性を活かした地域支援事業を新たに付加する。			
事業内容	(事業概要) 児童発達支援センターとしてみなされている「尼崎市立あこや学園」と「尼崎市立たじかの園」に保育所等訪問支援事業を付加する。 保育所等訪問支援事業とは、保育所等を現在利用中の障害児、又は今後利用する予定の障害児が、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に、専門的な知識を有する職員が保育所等を訪問し、当該施設における障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行うことにより、保育所等の安定した利用を促進するものである。 具体的には、障害児本人に対する支援(集団生活適応のための訓練等)及び保育所等訪問先施設のスタッフに対する支援(支援方法の指導等)を実施する。			
	経緯	「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律(平成22年法律第71号)」が平成22年12月10日に公布され、平成24年4月1日から施行される内容に基づき、児童福祉法の一部が改正されることとなった。 その法改正により、従来、同法で知的障害児通園施設と規定されていた「尼崎市立あこや学園」及び肢体不自由児通園施設と規定されていた「尼崎市立たじかの園」が、同法上、児童発達支援センターとしてみなされているが、児童発達支援センターとしてみなされる期間は、平成24年度の1年間のみであり、児童発達支援センターを継続するためには、地域支援事業(保育所等訪問支援事業など)を付加することが必須となるため。		
事業実施手法		(事業実施内容) 保育所等訪問支援事業の創設・実施に係る指定管理者【尼崎市社会福祉事業団】との協議 児童発達支援センターに係る関係条例改正の検討 児童発達支援センターに係る事業指定届出の提出 保育所等訪問支援事業の創設・実施のため、指定管理者【尼崎市社会福祉事業団】への新たな職員の配置 保育所等訪問支援事業の実施内容を訪問先・保護者・関係機関に対して周知・説明等 訪問計画の策定(必要に応じて新たな職員の要求) 保育所等訪問支援事業の実施		

事務事業名称		(新規)配偶者等暴力に関する支援事業		
所属	局室名	健康福祉局	課名	生活支援相談課
	事業費	590千円	うち一般財源	590千円
事務事業の目的	(対象) 配偶者等から暴力を受けた被害者			
	(事業趣旨) 「尼崎市配偶者等からの暴力(DV)対策基本計画(平成24年4月策定)」に基づき、相談体制の強化を行い「配偶者暴力相談支援センター」(以下、DVセンター)機能を整備し、絶え間ない支援を実現する。			
	(求めるべき成果) DVセンターの機能整備には窓口の明確化と相談体制の充実とが含まれ、市民にとって相談しやすく、被害者が自立に向け、相談しやすい窓口とすることで、被害者への具体的な支援につなげていく。			
	(市関与の必要性) 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(以下、DV法)第3条第3項各号(第3号の「一時保護」は除く。)に掲げる業務を適切に実施する施設を「DVセンター」としており、市が設置する施設である必要がある。自立まで一体的な支援体制を構築するため、運営についても市が担うものである。			
事業内容	(事業概要) 「尼崎市配偶者等からの暴力(DV)対策基本計画」に基づいて相談体制を強化し、平成25年度からDVセンター機能の整備を図る。 具体的には、以下のとおり。 被害者に関する問題について、相談に応じるなかで、緊急時における安全確保への支援、他の機関への紹介、保護命令の制度に関する援助、自立した生活を実現するための就業の促進、住宅の確保のための助言・援助等を行うDVセンターとしての機能を整備する。 体制の整備においては、平成25年4月から、DVセンターの機能整備を周知することで、相談量が増加すると予測しているが、増加量に応じた相談員数の増員や質の充実に寄与するため、困難課題を抱えるケースにも適切に対応できるよう有識者アドバイザーを設置して、定期的に助言を得ていく。 また自立を支援するため諸手続きが必要となるが、各種窓口において二次的被害(=繰り返し語る苦しさ)を回避するために、相談共通様式を作成するとともに庁内関係課との連携を強化する。 さらに保護命令の円滑な処理や実効性の確保のため、裁判所、警察、阪神間他都市といった外部機関との連絡会議を設置し、途切れ目のない支援を実現していく。			
経緯	(事業企画立案に至った経緯) 平成19年7月に改正されたDV法では、市町村が「DVセンターの機能を果たす」ことが、努力義務化された。阪神間の都市においても、近年、伊丹市が平成22年4月に機能整備したのを皮切りに宝塚市(H23年7月)、芦屋市(平成23年11月)、西宮市(平成24年9月)がそれぞれDVセンターを機能整備している。阪神間の取組の背景には、法的努力義務に加え、全国的にDV相談は年々増加しており、潜在的ニーズが、各都市においても存在しているものと考えられる。こうした背景のなか、本市においても被害者が身近に相談できるDVセンターの機能整備を図ることとした。			
事業実施手法	(事業実施内容) 体制の整備(配偶者暴力相談支援センターの機能整備、相談員等の増員、有識者アドバイザーの設置) 相談者の負担の軽減(相談共通様式の作成、庁内関係課との連携強化) 外部関係機関との連携強化(連絡調整会議の設置検討)			

事務事業名称		(拡充)ヘルスアップ尼崎戦略事業 (〔未来いまカラダ戦略〕要支援・要介護健診・保健指導事業)		
所属	局室名	市民協働局	課名	健康支援推進担当
	事業費	581,391千円 (3,107千円)	うち一般財源	122,905千円 (3,107千円)
事務事業の目的	(対象) 40歳～74歳(年度内)市民			
	(事業趣旨) ヘルスアップ尼崎戦略推進会議の協議結果から、市民の健康寿命の延伸、結果としての財政構造の健全化を目指して、「尼崎市生活習慣病予防ガイドライン」に基づき、健診結果を活かして脳卒中、心筋梗塞の予防をより積極的に推進する。			
	(求めるべき成果) 要支援や要介護1,2(いわゆる軽度要介護者)が重度になることを防ぐため、軽度要介護者が健診結果に基づき、生活習慣の改善に取り組む。結果として、要介護度の重度化を予防して介護給付費、国保医療費、生保扶助費等の適正化を図る。			
	(市関与の必要性) 市民の健康寿命の延伸が、結果的に介護給付費等の適正化など、財政構造の改善につながることから、行財政改革計画にも位置づけられている。特定健診を受診している要支援者の健診結果では、重症化のおそれのあるものも多く、超高齢化に備え、介護の重度化につながる予防可能な疾病を予防するためにも、介護軽症者に対する健診の推進が必要。			
事業内容	(事業概要) ヘルスアップ尼崎戦略推進会議における調査結果によって、要支援等の軽度要介護者は脳卒中や心筋梗塞、人工透析や糖尿病合併症の発症の恐れが高くて高いことが明らかとなったため、加入している医療保険にかかわらず、軽度要介護者を対象に、市独自に健診を実施し、健診結果に基づく生活習慣の改善支援を実施する。			
経緯	(事業企画立案に至った経緯) 今後、市民の人口構成の超高齢化を前に、市民の健康寿命の延伸を目指して、本市の指針となる「尼崎市生活習慣病予防ガイドライン(平成23年12月策定)」を活用した全庁的な総合戦略をより推進する。 併せて、次期行財政改革計画にも位置づけられたことから、より本市財政構造の改善に資する対策として、ヘルスアップ尼崎戦略推進会議において、組織横断的に協議を行ってきたものである。			
事業実施手法	(事業実施内容) 要支援、要介護1,2(軽度要介護者)を重度化させないため、本市独自に40～74歳の軽度要介護者に対し「(仮)重度化予防健診・保健指導」を実施する。 対象者に対する受診券の送付 健診の実施(生活習慣病予防健診の枠組みを利用) 健診結果に基づく生活習慣(身体活動、食生活)の改善に向けた保健指導を実施する。			

事務事業名称		(拡充)生活習慣病予防ガイドライン推進事業 (〔未来いまカラダ戦略〕介護予防に寄与する施策の調査・啓発事業)		
所属	局室名	市民協働局	課名	健康支援推進担当
	事業費	2,640千円 (-)	うち一般財源	2,640千円 (-)
事務事業の目的	(対象) 65歳～74歳(年度内)市民			
	(事業趣旨) ヘルスアップ尼崎戦略推進会議の協議結果や調査データから、100万歩運動と特定健診受診を同時に実施している人が、最も4年累積で計算した1人あたり1月あたりの介護給付費が低額であったことから、これらの事業を併用する市民を増やすことが、介護重度化予防(廃用症候群による身体機能低下、脳卒中や心筋梗塞、糖尿病合併症等の予防)を推進することがわかった。 そこで、100万歩運動の他にも、スポーツ関連施策等を調査し、介護予防に寄与するものであるか等の調査を行う。			
	(求めるべき成果) 介護予防に寄与するスポーツ関連事業への参加者の増加			
	(市関与の必要性) 市民の健康寿命の延伸が、結果的に介護給付費等の適正化など、財政構造の改善につながることから、次期行財政改革計画にも位置づけられている。今後の超高齢化に備え、要介護未認定から要介護認定になる者の減少や、介護の重度化につながることを予防するためにも、それらに資する施策を調査し、効果あると認められる施策については、市民に対しそれらの施策に積極的に参加するよう啓発することが必要。			
事業内容	(事業概要) 全庁的に実施している事業のうち、介護予防に寄与すると考えられるスポーツ関連事業は「マル特運(特定運動)事業」として推奨すること等を目指し、将来に向けて参加者データ等の提供を受ける。提供されたデータから事業参加者と非参加者の介護請求額を評価し、効果的な事業について参加勧奨を行う。			
経緯	(事業企画立案に至った経緯) 今後、市民の人口構成の超高齢化を前に、市民の健康寿命の延伸を目指して、本市の指針となる「尼崎市生活習慣病予防ガイドライン(平成23年12月策定)」を活用した全庁的な総合戦略をより推進する。 併せて、次期行財政改革計画にも位置づけられたことから、より本市財政構造の改善に資する対策として、ヘルスアップ尼崎戦略推進会議において、組織横断的に協議を行ってきたものである。			
事業実施手法	(事業実施内容) 調査票に基づき、全庁的に実施している事業のうち、介護予防に寄与すると考えられるスポーツ関連事業を調査する。 事業参加者データ等を提供してもらえる場合には「マル特運(特定運動)」事業として位置づける等を検討する。 マル特運事業から提供された参加者データに基づき、事業参加者と非参加者の介護請求額を評価する。介護予防に資すると評価された場合には、その事業への参加勧奨を実施する。			

事務事業名称		(拡充)ヘルスアップ尼崎戦略事業 (〔未来いまカラダ戦略〕糖尿病窓口負担金助成事業)		
所属	局室名	市民協働局	課名	健康支援推進担当
	事業費	581,391千円 (10,560千円)	うち一般財源	122,905千円 (-)
事務事業の目的	(対象) 尼崎市国民健康保険加入者で特定健診等を受診し、かつ保健指導利用者のうち、糖尿病合併症発症の恐れが高いHbA1c8%以上(JDS値)であるにもかかわらず、経済的理由で治療継続が困難な者			
	(事業趣旨) ヘルスアップ尼崎戦略推進会議の協議結果から、市民の健康寿命の延伸、結果としての財政構造の健全化を目指して、糖尿病合併症等の発症の恐れが極めて高いHbA1c8%以上(JDS値)の治療継続率を向上させる。			
	(求めるべき成果) 糖尿病による人工透析、失明等障害者の減少、結果として国保医療費、介護給付費、生保扶助費の適正化			
	(市関与の必要性) 糖尿病は血糖コントロール不良が持続すると、不可逆的な臓器障害を起こす合併症(失明、人工透析、神経障害)、や脳卒中や心筋梗塞などの大血管障害を起こし、医療費も増大する。 本市の新規人工透析原因の4割以上を占めるとともに、脳卒中、心筋梗塞との合併率も高い。がんや認知症との関連が医学的にも明らかにされてきており、放置することで様々な扶助が必要となる人が増大する。			
事業内容	(事業概要) HbA1c8%(JDS値)を超える状態にあって、治療管理の必要性も理解し、治療意欲はあるが、経済的理由から未治療や治療中断している被保険者に対し、保健指導に基づく生活習慣改善等に取り組むことを条件に、糖尿病治療にかかる窓口負担額を1人月2万円を上限に助成する。			
経緯	(事業企画立案に至った経緯) 今後、市民の人口構成の超高齢化を前に、市民の健康寿命の延伸を目指して、本市の指針となる「尼崎市生活習慣病予防ガイドライン(平成23年12月策定)」を活用した全庁的な総合戦略をより推進する。 併せて、次期行財政改革計画にも位置づけられたことから、より本市財政構造の改善に資する対策として、ヘルスアップ尼崎戦略推進会議において、組織横断的に協議を行ってきたものである。			
事業実施手法	(事業実施内容) 【事業の流れ】 健診・保健指導実施後、事業対象となる事由があれば、本人からの申請により事業の対象とする。 市は本人の通院可能な医療機関や調剤薬局(院外処方の場合)と調整・契約を行い、医療機関への紹介状、1ヶ月分の医療券3枚(3か月分)、医師への情報提供書を作成。本人はそれを持って医療機関等を受診し、診療・処方を受ける。 医療機関・調剤薬局では1ヶ月間の窓口一部負担金がそれぞれ1万円を超えない範囲で市に請求(超過分は限度額認定書の額まで本人が負担) 1か月ごとの費用請求時に継続治療の有無などの診療情報や保健指導に対する意見等を記載した書類も併せ提出してもらう。 3ヶ月毎に意見書内容も踏まえて、継続保健指導を実施する。 翌年度以降HbA1c6.1%未満(JDS値)となった場合には、制度対象外とする。			

事務事業名称		(拡充)ヘルスアップ尼崎戦略事業 (〔未来いまカラダ戦略〕小中学校での生活習慣病予防対策事業)		
所属	局室名	市民協働局	課名	健康支援推進担当
	事業費	581,391千円 (-)	うち一般財源	122,905千円 (-)
事務事業の目的	(対象) 小児肥満対策事業の対象の小学5年生、中学2年生、その他保健指導が必要な児童・生徒			
	(事業趣旨) ヘルスアップ尼崎戦略推進会議の協議結果に基づき、学校保健課が所管する小児肥満対策事業の対象となる児童・生徒のうち、小5と中2について、生活習慣病予防健診(尼っこ健診)の受診を勧奨し、結果に基づき、必要な医療管理、生活習慣改善に向けた保健指導を行う。また、学校検診結果で尿蛋白陽性者(2年連続)に対する保健指導についても教育委員会と連携して実施する。			
	(求めるべき成果) 将来生活習慣病やその重症化を起こさない。			
	(市関与の必要性) 市民の健康寿命の延伸が、結果的に医療費等の適正化など、財政構造の改善につながることから、次期行財政改革計画にも位置づけられている。脳卒中や心筋梗塞は、予備軍の状態から少なくとも10年後に発症することから、団塊の世代が後期高齢を迎える13年後に向け、予防対策を推進することが必要であるとともに、超高齢化に備え、子どもや若年層の健康寿命の延伸のため、生活習慣対策を早期に始める必要がある。			
事業内容	(事業概要) 学校検診で肥満度基準値以上の小学校5年生、中学校2年生に対し、生活習慣病予防健診(尼っこ健診)の受診を勧奨し、結果に基づき、必要な医療管理、生活習慣改善に向けた保健指導を行う。 併せて、学校検診結果で尿蛋白陽性者(2年連続)に対する保健指導についても教育委員会と連携して実施する。			
経緯	(事業企画立案に至った経緯) 今後、市民の人口構成の超高齢化を前に、市民の健康寿命の延伸を目指して、本市の指針となる「尼崎市生活習慣病予防ガイドライン(平成23年12月策定)」を活用した全庁的な総合戦略をより推進する。 併せて、次期行財政改革計画にも位置づけられたことから、より本市財政構造の改善に資する対策として、ヘルスアップ尼崎戦略推進会議において、組織横断的に協議を行ってきたものである。			
事業実施手法	(事業実施内容) 1 小児肥満対策との連携 小5、中2の子どものうち、学校検診結果で小児肥満対策の対象となる肥満度30%以上の子どもについて、生活習慣病予防健診(尼っこ健診)を勧奨し、結果に基づく保健指導を徹底する。 結果については、本人の同意のもと、教育委員会に報告し、継続指導を行う。 2 学校検診尿蛋白陽性者のフォローアップ 2年連続尿蛋白陽性であった子どもについて、減塩、肥満の改善など、生活習慣病予防ガイドラインに基づき、必要な生活習慣改善を支援する。必要に応じ医療機関と連携する。			

事務事業名称		(拡充)ヘルスアップ尼崎戦略事業 (〔未来いまカラダ戦略〕生涯にわたる職員の生活習慣病予防対策事業)		
所属	局室名	市民協働局	課名	健康支援推進担当
	事業費	581,391千円 (-)	うち一般財源	122,905千円 (-)
事務事業の目的	(対象) 尼崎市職員			
	(事業趣旨) ヘルスアップ尼崎戦略推進会議の協議結果から、職員のうち市民は、退職後国保加入し、要介護状態となれば介護保険給付を受けることになることから、在職中から退職後までを見据えた、継続した生活習慣病予防に取組み、生涯にわたって脳卒中や心筋梗塞等を予防する。 また望ましい生活習慣を選択できる職員が増えることで、生活の場を通じた他の市民への波及効果を狙う。			
	(求めるべき成果) 退職後も含めた職員の健康寿命の延伸、結果として国保医療費、介護給付費の適正化 健診結果に基づく生活改善の重要性について、職員の口コミ効果を活用した市民へのプロモーションを行う			
	(市関与の必要性) 市民の健康寿命の延伸が、結果的に医療費等の適正化など、財政構造の改善につながることから、次期行財政改革計画にも位置づけられている。脳卒中や心筋梗塞は、予備軍の状態から少なくとも10年後に発症することから、団塊の世代が後期高齢を迎える13年後に向け、生活習慣対策を早期に始める必要がある。			
事業内容	(事業概要) 本市職員の定期健康診断結果を活用し、国保(健康支援)と連携した健診結果説明会(職員研修)の実施、及び在職中の健診結果について、退職後加入する尼崎市国民健康保険に引き継ぐしくみを構築する。			
経緯	(事業企画立案に至った経緯) 今後、市民の人口構成の超高齢化を前に、市民の健康寿命の延伸を目指して、本市の指針となる「尼崎市生活習慣病予防ガイドライン(平成23年12月策定)」を活用した全庁的な総合戦略をより推進する。 併せて、次期行財政改革計画にも位置づけられたことから、より本市財政構造の改善に資する対策として、ヘルスアップ尼崎戦略推進会議において、組織横断的に協議を行ってきたものである。			
事業実施手法	(事業実施内容) 1 職員が健診結果に基づいた生活習慣改善が図れるよう、給与課と国保(健康支援)が連携して、定期健康診断結果を資料とした結果説明会(研修会)を実施する。 平成25年度は課長級以上の職員対象に実施する。 2 退職後に尼崎市国保に加入する人について、継続的な健康管理ができるよう、また早期から生活習慣病予防ガイドラインの考え方で健康管理してもらえよう、在職中の健診結果を引き継ぐ体制を構築する。退職者説明会で各々の意向を確認し、健診結果交付の手続きを行う。			

事務事業名称		(拡充)健康サポート事業		
所属	局室名	健康福祉局	課名	成人保健担当 保健センター
	事業費	38,883千円 (22,323千円)	うち一般財源	16,444千円 (7,441千円)
事務事業の目的	(対象) 市民及び在勤者			
	(事業趣旨) 保健所で健康相談や健康診査・診断の機会を提供することで、市民の健康の保持増進に努め、健康寿命の延伸を図る。			
	(求めるべき成果) 一般健康相談や各種健康診査・診断の実施により市民等の健康の増進に努める。また、事業を通じて健康危機に関する情報を収集し、さらには危機発生時に速やかに対応できる体制を維持する。 平成25年度からは特に生活保護受給者の健診受診者・保健指導実施者の増加をめざす。			
	(市関与の必要性) 市は健康増進法等で地域の健康相談のほか、厚生労働省令で定められた健康増進事業の実施を求められている。また保健所は健康危機管理の拠点に位置づけられており、平時には健康相談や健診などを通じた監視による健康危機の防止が、健康危機発生時には関係機関との連携が期待されている。 平成25年度より健康増進事業のうち、健診の受診率が低い生活保護受給者に対して個別勧奨することで、健診事業を入口とした保健所、福祉事務所、医療機関が連携した保健指導の促進が必要である。			
事業内容	(事業概要) 1.健康診査 (1)健康増進事業健診 40歳以上の生活保護受給者に対して、生活習慣病予防のための健康診査と健診事後指導を実施する。 平成25年度は、全員に健康パス(受診券)を発行することで健診の受診を促し、健診結果および医療機関との連携に基づき、受診者全員への保健指導を促進する。 (2)特定健診・後期高齢者健診 健診部分を実施する。 2.一般健康相談 市民からの様々な健康に関する相談に対応する。 3.健康診断 就職・進学等に必要な公的健康診断及び労働安全衛生法に基づく健康診断を実施し、健康診断書を作成し交付する。			
経緯	(事業企画立案に至った経緯) ヘルスアップ尼崎戦略推進会議 重症化予防部会にて、生活保護受給者の生活習慣病及び重症化予防対策の取組として検討を行い実施することとしたため。			
事業実施手法	(事業実施内容) 1.健康診査 (1)健康増進事業健診 ・対象者全員に健康パス(受診券兼健康情報提供書)を発送し、個別受診勧奨を行う。 ・実施検査に心電図、眼底検査、HbA1cを追加する。 ・健診結果に加え、医療機関からの情報提供により、生活習慣改善の必要性や医療機関受診の動機づけ強化などの保健指導を受診者全員に実施する。 (2)特定健診・後期高齢者健診 引き続き、特定健診・後期高齢者健診の健診部分を実施する。 2.一般健康相談 引き続き、市民からの様々な健康に関する相談に対応する。 3.健康診断 引き続き、就職・進学等に必要な公的健康診断及び労働安全衛生法に基づく健康診断を実施し、健康診断書を作成し交付する。			

事務事業名称		(拡充)妊婦健診事業		
所属	局室名	健康福祉局	課名	健康増進課
	事業費	292,561千円 (13,581千円)	うち一般財源	292,561千円 (13,581千円)
事務事業の目的	(対象)	市内に住民登録のある妊婦及びその他市町が認める者 4,609人(平成21～23年度妊娠届出数平均)		
	(事業趣旨)	妊婦健診費用の公費助成を行うことにより、未受診によるかけこみ出産、流早産、死産等の減少を図る。		
	(求めるべき成果)	妊婦健診の確実な受診機会の確保により、母体及び胎児の健康管理に必要な支援を早期に行うことで、妊婦がより健康的な妊娠継続及び出産をすることができる。 妊婦健診事業の申請手続きを機に妊娠初期の妊娠届出が必要となることで、母子健康手帳をより早く交付することができる、妊娠中の健康管理に役立てることができる。		
	(市関与の必要性)	母子保健法第13条より「市町村は、必要に応じ、妊産婦に対して、健康診査を行い、又は健康診査を受けることを勧奨しなければならない。」ことから、市町村では妊娠の届出をした者に対して、母子健康手帳を交付する際、妊婦健康診査費一部助成事業について説明し、受診の勧奨をしている。また、同第17条の「第13条の規定による健康診査を行った市町村の長は、その結果に基づき、当該妊産婦の健康状態に応じ、保健指導を要する者に保健師等にその妊産婦を訪問させて、必要な指導を行う。」に基づき、本市では、健診費用を公費助成するとともに、医療機関から妊婦健診の結果報告を受け、保健指導を要する妊婦に地域保健担当の保健師が保健指導を実施していることから、今後も継続して安心・安全に出産できる体制づくりを進めていく必要がある。		
事業内容	(事業概要)	子育て支援の一環として、妊娠中に必須の検査項目について、国から示された「標準的な健診内容」と本市の実情を踏まえて決定し、必要な時期に受診できる健診となるよう、妊婦前期及び後期健診の2回と平成21年度から基本健診12回を追加、平成22年度からは基本健診の6回分に超音波を追加、平成23年度に前期健診項目を追加し、さらに妊婦健診の確実な受診を促してきた。また、医療機関との連携により、健診結果等から支援の必要な者の情報提供を受け、早期に支援を行うことに繋がっている。 平成25年度においては、22週以降の後期に血糖検査を追加し、より安全な出産と育児支援を行う。		
	【健診時期】妊娠期間中 【内容】現行の22週以降の後期に「血糖検査」を追加し、拡充する。	前期健診 @11,924円×1回 @11,888円×1回(検査項目は現行どおり、診療報酬改正)	後期健診 @12,482円×1回 @11,025円×1回 (現行の貧血検査を後期の血糖検査時に実施) (診療報酬改正)	基本(A)健診@5,250円×6回=31,500円 @5,250円×5回(現行どおり) @8,511円×1回(22週以降の後期に血糖・貧血検査を追加)
経緯	(事業企画立案に至った経緯)	平成18年7月より、県の補助事業として本事業を開始。平成19年度に県は補助要件の段階的措置として、市町における公費負担助成額の引き上げを示していた。一方、国において平成20年度第2次補正予算で妊婦健康診査臨時特例交付金が創設され、平成21年2月27日付国通知「妊婦健康診査の実施について」において、受診回数は14回程度行われることが望ましいと示された。県は国助成制度の創設を受け補助要件を見直し、「14回以上70,000円以上の公費負担を行う市町に対して補助を行う」に変更した(平成21～22年度)。本市では、平成21年度に14回・58,225円、平成22年度に県の補助要件を満たす14回・70,825円、平成23年度からは健診項目を充実させ14回・74,806円を公費負担している。なお、国の「妊婦健康診査支援基金」は平成22年度から延長・積み増しされており、平成25年度についても期限延長が検討されている。 平成23年度から妊娠初期の前期健診の公費対象に血糖検査を追加したが、尿糖検査の結果では、妊娠後期での有所見率が高くなっている。また、妊娠糖尿病の診断基準が見直され、「産婦人科診療ガイドライン-産科編2011」において、妊婦健診の中に血糖検査を初期と中期以降の2回もれなく実施することが求められた。このことから、妊娠初期の前期の血糖検査に加え、後期においても血糖検査を実施する。		
	(事業実施内容)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施要領の改正(追加拡充分の健診受診券等の作成)</li> <li>・尼崎市医師会、千船病院、近畿中央病院、うめかげレディースクリニックと調整及び委託契約</li> <li>・委託契約医療機関以外での健診受診者に対する償還払い手続きに伴う調整</li> <li>・受診結果報告書にて把握した支援が必要な者に対する支援体制の整備</li> <li>・受診結果報告入力システム(保健衛生システム)の調整</li> <li>・申請手続き窓口への事業説明</li> </ul>		

事務事業名称		(拡充)第2次救急医療補助金		
所属	局室名	健康福祉局	課名	保健企画課
	事業費	33,131千円 (18,420千円)	うち一般財源	33,131千円 (18,420千円)
事務事業の目的	(対象) 尼崎市医師会及び市内医療機関			
	(事業趣旨) 本市は、兵庫県保健医療計画により阪神南圏域として西宮市・芦屋市とともに2次救急医療体制を構築することとされており、各市の人口按分による当番回数に基づいた体制としている。しかし、他市においては365日の体制を確立しているなどの課題があることから、2次救急医療体制の課題を整理し、再構築することで、2次救急輪番病院における搬送件数を増やし、応需体制を確実なものとし、市民の安全・安心を向上させる。			
	(求めるべき成果) 輪番日を365日にし、かつ専門科目別で体制を整備することにより、全救急搬送数のうちの2次救急輪番医療機関での対応率を増加するとともに、極力市内の医療機関に搬送して欲しいという市民ニーズに応える(市内対応率目標:80% 90%)ため、市内患者の受入率を増加させる。そのために消防局と医師会が連携し、情報のやり取りや調整を実施する中で、毎日の円滑な救急患者の搬送・受け入れを可能にする。			
	(市関与の必要性) 兵庫県保健医療計画において、本市は阪神南圏域として第2次救急医療体制を西宮市・芦屋市とともに構築することとされており、休日及び夜間における入院を要する重症者の救急医療体制を整備し、維持するため、2次救急医療を確保することは、県及び市の責務である。			
事業内容	(事業概要) 休日及び夜間において、入院治療を必要とする重症救急患者の医療を確保するため、阪神南圏域(尼崎市・西宮市・芦屋市)において病院群輪番方式をとり、これらの医療機関の運営に要する経費を補助する。当制度により、一定、阪神南圏域で入院治療を必要とする重症救急患者の医療体制が確保されているが、本市における実際の応需体制を確実なものとし、市民の安全・安心を向上させるために、365日の確実な受入体制の確保、専門科目ごとの体制の確立、当日の受入体制の把握の3点の体制整備を行い、より円滑に救急患者を受け入れることができる新たな2次救急医療体制を構築する。また、あわせて補助単価についても明確にするなど当該事業の内容を改める。			
	(事業企画立案に至った経緯) 本市の第2次救急医療体制については、阪神南圏域(尼崎市、西宮市、芦屋市)において輪番体制を敷いているが、医師会要望においても本市の重症以上4回照会回数が県内の他市と比較し、高いと指摘されている。このような状況の中、西宮市、芦屋市は既に当番日以外の日も市独自で体制を構築していることや、尼崎市内的での対象患者の受入率を増加させていく観点から、他市でも実施している診療科目別、365日の救急医療体制を確保できるようにする。			
事業実施手法	(事業実施内容) 365日の確実な受入体制の確保、専門科目ごとの体制の確立、当日の受入体制の把握の実施に向けて具体的な事業内容について、調整中。			

事務事業名称		(拡充)地域防災計画等見直し事業		
所属	局室名	総務局	課名	防災対策課
	事業費	18,698千円 (18,040千円)	うち一般財源	14,884千円 (14,555千円)
事務事業の目的	(対象) 市民等			
	(事業趣旨) 災害対策基本法の施行以降、本市地域防災計画を策定し、これまで修正を重ねてきたところであるが、近年、異常気象による災害の頻発や東日本大震災のように想定を超えた津波災害等が発生している。今後、本市が安全・安心のまちづくりを推進するうえで、国や県の最新の被害想定を反映するなど防災対策を整備し、災害時に迅速かつ円滑な対応が図れるよう、本市の地域防災計画等を見直す。			
	(求めるべき成果) 想定される様々な災害による被害や危険性、またそれらへの課題や対策について具体的に把握・検討等を行い、地域防災計画等を見直すことで、本市の防災力の向上を図り、防災対策の推進に資する。			
	(市関与の必要性) 災害対策基本法において、市町村は、基礎的な地方公共団体として、当該市町村の地域並びに当該市町村の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該市町村の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施する責務を有している。			
事業内容	(事業概要) ・国や県の最新の地震や津波による被害想定を把握し、本市地域防災計画に反映するとともに、避難ルートや避難先、備蓄等の対策について検討を行い、地域防災計画を見直す。 ・見直しにあたっては、現行の地域防災計画の課題を整理し、内容や体系等を根本的に見直し、活用のしやすさにも配慮したものとする。 ・地域防災計画の見直しによって生じる必要な具体策を講じる。(ハザードマップを盛り込んだ防災ガイドブックの策定等)			
経緯	(事業企画立案に至った経緯) 異常気象による災害の頻発や東日本大震災のように想定を超えた津波災害等が発生しており、今後、本市が安全・安心のまちづくりを推進するうえにおいて、最新の被害想定等を踏まえた防災対策を確立していくことが求められている。			
事業実施手法	(事業実施内容) 民間事業者の創意工夫と専門的知識、経験、技術を最大限に活用すること等により、現行の地域防災計画の課題整理や問題点を把握し、国や県の防災に関する計画や被害想定との整合性等を確保する中で、地域防災計画等を見直しを行う。			

事務事業名称		(拡充)防災対策等事業(海拔表示板設置事業)		
所属	局室名	総務局	課名	防災対策課
	事業費	4,882千円 (1,200千円)	うち一般財源	4,282千円 (600千円)
事務事業の目的	(対象) 市民等			
	(事業趣旨) 東日本大震災を教訓とし、南海地震等の津波災害に備え、市内各所に当該地点の海拔を表示した、「海拔(地盤高)表示板」を設置し、普段からの防災意識の向上を図る。			
	(求めるべき成果) 市民等に地域の海拔及びまちの特性を認識してもらうことで、防災意識の向上の一助とする。			
	(市関与の必要性) 東日本大震災の津波被害を教訓とし、南海地震等の津波災害に備え、市内各所に海拔表示板を設置し、地域の海拔及びまちの特性を認識してもらうことで、普段からの防災意識の向上を図る。			
事業内容	(事業概要) コミュニティ掲示板とバス停(市バス)に海拔表示板を設置し、市域の3方が海岸、河川に接し、扇状地の低地に立地している特性を認識してもらうことで、普段からの防災意識の向上を図る。			
経緯	(事業企画立案に至った経緯) 東日本大震災の津波被害を教訓とし、南海地震等の津波災害に備え、普段からの防災意識の向上を図るための取組みのひとつとして、地盤の高さ、まちの特性を認識することのできる海拔表示板を設置する。			
事業実施手法	(事業実施内容) コミュニティ掲示板とバス停(市バス)に海拔を記載した表示板を設置する。			

事務事業名称		(拡充)防災情報通信設備整備事業		
所属	局室名	総務局	課名	防災対策課
	事業費	24,400千円 (24,400千円)	うち一般財源	1,400千円 (1,400千円)
事務事業の目的	(対象) 市民等			
	(事業趣旨) 市民へ津波警報等の緊急情報の伝達や広報を行うため、防災行政無線の屋外拡声器を拡充設置する。			
	(求めるべき成果) 市民等への災害情報等の伝達を迅速かつ的確に行えるようにする。			
	(市関与の必要性) 災害情報等の伝達は、行政が責任を持って行うべきものである。			
事業内容	(事業概要) 災害時における緊急情報の伝達や市民広報を行うため、防災行政無線を運用しているが、東日本大震災を教訓とし、南海地震等による津波災害に備えるため、海拔ゼロメートル地域内で特に津波危険等の高い居住地域に屋外拡声器を4基拡充設置する。			
経緯	(事業企画立案に至った経緯) 災害時における緊急情報の伝達や市民広報を行うため、防災行政無線を運用しているが、東日本大震災を教訓とし、南海地震等による津波災害に備える。			
事業実施手法	(事業実施内容) 屋外拡声器(4基)設置にかかる調査設計を行った後、設置工事を行う。			

事務事業名称		(拡充)街頭犯罪防止事業		
所属	局室名	総務局	課名	生活安全課
	事業費	1,230千円 (922千円)	うち一般財源	1,230千円 (922千円)
事務事業の目的	(対象) 市民、関係機関、警察、行政			
	(事業趣旨) 兵庫県内のひたくり発生件数のうち約3分の1が尼崎市内で発生している現状を踏まえ、安全で安心な地域社会を確保するための事業を実施する。			
	(求めるべき成果) 広く市民に防犯意識の普及啓発を行い、街頭犯罪の防止事業を積極的に展開することにより、市民一人ひとりが安全で安心して暮らせる犯罪のないまちづくりを実現する。			
	(市関与の必要性) 尼崎市内におけるひたくりの発生件数は、兵庫県内の約3分の1を占めており、深刻な問題となっている。安全で安心な地域社会を実現するためには、市が市民、警察、関係団体と連携しながら、街頭犯罪の防止に向けて取り組む必要がある。			
事業内容	(事業概要) 警察等の関係機関と連携しながら、防犯に関する情報発信や意識啓発、地域ぐるみの防犯活動の推進など、地域の防犯力を高める取組みを進める。			
経緯	(事業企画立案に至った経緯) 兵庫県内のひたくり発生件数のうち約3分の1が尼崎市内で発生している現状から、安全安心な地域社会を実現するために、街頭犯罪を防止する取組みが求められている。			
事業実施手法	(事業実施内容) 地域防犯力向上事業 市民に協力を呼びかけ、夜間に屋外灯を点灯してもらうことにより、周辺の照度を上げて犯罪の防止を図るとともに、協力してもらう市民の防犯意識の向上も併せて図ることで、地域の防犯力向上に努めていく。 ひたくり現場表示等事業 ひたくりの起こった場所に一定期間「看板」を設置し、当該地域の住民に対して注意喚起を行う。また、ひたくり発生箇所のマップ化に取り組み、ひたくり防止の基礎資料として役立てていく。 街頭犯罪防止講座事業 どのようなことに気をつけて行動すればひたくり被害を未然に防止できるのかを理解してもらうための啓発講座を実施していく。 ひたくり撲滅キャンペーン 市内主要駅等で、市民の防犯意識を高める啓発キャンペーンを行う。キャンペーンの実施にあたっては、警察のほか、地域団体等にも協力を呼びかけ、多様な主体が一丸となって犯罪防止に取り組む。			

事務事業名称		(新規)再開発ビル再生整備促進事業		
所属	局室名	経済環境局	課名	経済活性化対策課
	事業費	10,000千円	うち一般財源	10,000千円
事務事業の目的	(対象) 区分所有者が出資している民間事業者、商店街振興組合			
	(事業趣旨) 再開発ビル施設全体で空床率が50%以上のビルは、商業施設としての機能が著しく低下している状況にある。そこで、集客力のある店舗などを誘致し、活性化を図るために、一定規模以上の床を床所有者から買い上げ又は借り上げる事業者に対して、施設のリニューアル工事費用の一部を補助する。			
	(求めるべき成果) 一定規模以上の店舗の入居により、商業施設としての魅力が向上し、波及効果として、他の店舗も出店することで、再開発ビルの活性化が図られる。			
	(市関与の必要性) 本市における平成24年度の重点課題事項の一つである「地域経済活性化策の検討」における具体的な取組に位置づけられるものであり、再開発ビルの商業施設としての機能を回復させることで、地域商業の魅力を向上させ、地域経済の循環を図る。			
事業内容	(事業概要) 再開発ビルに集客力のある店舗などを誘致し、活性化を図るために、店舗などを誘致する目的で合計200㎡以上の床を床所有者から買い上げ又は借り上げる事業者に対して、施設のリニューアル工事費用の一部を補助する。			
経緯	(事業企画立案に至った経緯) 再開発ビルは、施設の老朽化や近隣地区への相次ぐ大型店の出店などによって、空床率が上昇しており、商業施設としての機能が著しく低下している状況にある。こうした状況をふまえ、再開発ビルの商業施設としての機能回復は、地域商業の魅力を向上させるために必要不可欠であることから、企画立案に至ったもの。			
事業実施手法	(事業実施内容) (1)補助対象経費 改装、改修、改築費 (2)補助率 2分の1を限度とする。ただし、県と協調補助を行う場合は、3分の1を限度とする。 (3)補助限度額 10,000千円 (4)その他 平成25年度から平成27年度までの時限措置			

事務事業名称		(新規)市場・商店街等基礎調査事業		
所属	局室名	経済環境局	課名	経済活性対策課
	事業費	3,400千円	うち一般財源	3,400千円
事務事業の目的	(対象) 市場・商店街等			
	(事業趣旨) 市場・商店街等を不動産の側面から見た場合、長期間空店舗の状態のまま資産の有効活用が図られていないことは、本市として損失であり、周辺の経済活動にも悪影響をもたらすものである。また、そういった場所における相次ぐ火災の発生は、市民生活の安全・安心を脅かすものである。こうした状況の解消に向けて、実態調査を行い、必要なデータの確保に努め、今後有効な施策を展開していくための基礎資料とする。また、今後、本件実態調査から得た情報をもとに課題整理と対策の検討・調整を行い、地元及び地権者とのヒアリング・協議を行う。			
	(求めるべき成果) 資産の有効活用、並びに火災予防の観点から、空店舗対策等を講じていくために実態把握を行い、今後の対応の基礎資料とする。			
	(市関与の必要性) 本市における平成24年度の重点課題事項の一つである「地域経済活性化策の検討」における具体的な取組に位置づけられており、また、市民生活の安全・安心を守る取組にもつながるものである。			
事業内容	(事業概要) 空店舗対策等を講じていくために、市場・商店街等の実態調査を行う。 (本事業を第一段階として実態把握を行い、今後第二段階として、実態からの課題整理と対策の検討を行い、第三段階として、個別具体的な対策の調整、及び地元・地権者とのヒアリング・協議を行う)			
経緯	(事業企画立案に至った経緯) 市場・商店街等を不動産の側面から見た場合、長期間空店舗の状態のまま資産の有効活用が図られていないことは、本市として損失であり、周辺に外部不経済をもたらすものである。また、そういった場所における相次ぐ火災の発生は、市民生活の安全・安心を脅かすものである。こうした状況を踏まえ、行政として課題解消に取り組んでいくため、基礎調査を行うに至ったもの。			
事業実施手法	(事業実施内容) (1) 所有関係の把握 地権者、建物所有者の把握 (2) 各対象エリアの利用形態の把握 調査範囲内の物件の利用形態の把握 (店舗、空店舗(空き家)、住居、倉庫等) (3) 周辺住民等へのヒアリング 地域にとってのニーズ、意向認識の把握			

事務事業名称		(拡充)起業家等立地支援事業		
所属	局室名	経済環境局	課名	産業振興課
	事業費	5,238千円 (1,120千円)	うち一般財源	5,238千円 (1,120千円)
事務事業の目的	(対象) 新規・成長産業分野の事業を行う事業者			
	(事業趣旨) 新規・成長産業の担い手となる起業家の創業や事業者の立地を促進する。特に、環境分野産業に係る事業者に重点をおいた立地支援を行う。			
	(求めるべき成果) 新規・成長産業の担い手となる起業家等の事業者が本市に集積し、それらが成長していくことにより、本市地域経済が活性化する。			
	(市関与の必要性) 地域経済の持続的な発展のためには、既存成熟産業の支援だけでなく、新規・成長産業の創業促進や企業立地促進を図り、新たな産業の芽を育むことが必要である。			
事業内容	(事業概要) 本市指定の賃貸オフィス(尼崎リサーチ・インキュベーションセンター)に入居する新規・成長分野(医療・福祉 生活文化 環境 情報・通信 新製造技術・新素材 輸送・物流)の事業者に対し、3年間、賃料の1/4を補助する。なお、平成25年度以降に入居する環境分野に係る事業者に対しては、現行の賃料補助率を1/4から1/2に拡充し、立地支援の重点化を図る。			
経緯	(事業企画立案に至った経緯) 本市は、平成25年度からの尼崎市総合計画の中で、地域経済活性化に向けて新規成長分野産業の支援に取り組むこととしているが、特に環境分野については、尼崎版グリーンニューディールとして、その起業や産業化を重点的に支援していくこととしている。一般的に、研究開発型の環境ビジネスの起業や産業化に取り組む事業者は、給排水や換気対応の研究室施設が必要となるため、それらを備えたインキュベーション施設の機能を有効に活用した支援施策が効果的である。また、神戸市、堺市、東大阪市など近隣主要都市がインキュベーション施設への1/2賃料補助を行っており、これらに比較して遜色ない支援とすることが企業誘致の観点からも必要である。よって、本既存事業の拡充を行い、環境分野に係る立地支援の重点化を図るため、企画立案に至ったもの。			
事業実施手法	(事業実施内容) 本市指定の賃貸オフィス(尼崎リサーチ・インキュベーションセンター)に入居する新規・成長分野(医療・福祉 生活文化 環境 情報・通信 新製造技術・新素材 輸送・物流)の事業者に対し、3年間、賃料の1/4を補助する。なお、平成25年度以降に入居する環境分野に係る事業者に対しては、現行の賃料補助率を1/4から1/2に拡充し、立地支援の重点化を図る。			

事務事業名称		(拡充)尼崎市商業活性化対策事業 (市場・商店街等省エネルギー・省資源化促進事業)		
所属	局室名	経済環境局	課名	経済活性化対策課
	事業費	19,934千円 (1,000千円)	うち一般財源	16,391千円 (-)
事務事業の目的	(対象) 市場・商店街等			
	(事業趣旨) 尼崎版グリーンニューディール(AGND)の一環として、市場・商店街等の地域のシンボルとなる場所で省エネルギー・省資源の取組を行うことにより、市場・商店街等の恒常経費の圧縮及びにぎわいの創出を目指す。また、地域での持続可能な社会のモデルとして、地域住民の省エネルギー・省資源への関心を喚起する。			
	(求めるべき成果) 市場・商店街等での省エネルギー化・省資源化を進めることにより、ランニングコストの削減を図り、商品やサービスの質の向上の原資とする。また、モノやエネルギーを無駄にしない生活スタイルを地域に提案することで、まち全体で持続可能な生活を共有する。			
	(市関与の必要性) 市場・商店街等は常々、省エネルギー・省資源化の重要性を認識しているが、そのための初期費用等を全額自己資金で賄うことが難しい状況にある。よって、市が導入経費の一部を補助することにより、省エネルギーかつ省資源な市場・商店街等への生まれ変わりを後押しするものである。			
事業内容	(事業概要) 市場・商店街等で、省エネルギー化・省資源化を進めるため、既存照明からLED灯への置き換えに対し、その設置費用の一部を補助する。なお、設備導入については市内業者の関与を条件とし、市内経済の更なる循環を誘導する。			
経緯	(事業企画立案に至った経緯) 昨今、産業界から家庭まで省エネルギー・省資源への機運が高まっているが、市場・商店街等としては本業の厳しさから省エネルギー・省資源への取組優先度は低いことが多く、またその費用を全額自己資金で賄うことは難しい。しかし、市場・商店街等の地域のシンボルとなる場所で省エネルギー・省資源の取組が進めば、地域の持続可能な社会のモデルとして、地域住民の関心を喚起することができる。また、市場・商店街等の恒常経費の圧縮及びにぎわいの創出にもつながる。 これらのことにより、市がLED灯への置換経費の一部を補助することで、省エネルギーかつ省資源な市場・商店街等への生まれ変わりを後押しするため、企画立案に至ったもの。			
事業実施手法	(事業実施内容) 街路灯・アーケード内照明のLED灯への置換経費について、補助金(3分の1以内、上限1,000千円)を支出する。なお、製品販売又は設置については市内業者とし、更なる市内経済循環を狙う。また、本事業を実施する市場・商店街等に対しては、省エネルギー・省資源のコンセプトを設定して地域に宣言することを求め、事業実施後3年間を目安に設備導入効果を中心とした追跡調査を行うことで、事業の有効性について検証を行う。			

事務事業名称		(新規)(仮称)産業振興条例制定事業		
所属	局室名	経済環境局	課名	経済活性対策課
	事業費	273千円	うち一般財源	273千円
事務事業の目的	(対象) 市内事業者、産業団体、市民、行政			
	(事業趣旨) 市の産業振興に対する基本姿勢を明確にし、市内事業者・産業団体及び市民に周知するとともに、市の産業振興施策の一貫性を担保するため、産業振興についての基本的考え方を示す条例を制定する。			
	(求めるべき成果) 市の産業振興についての基本的な考え方を示し、行政・市内事業者・産業団体及び市民が互いに協力して推進することにより、地域経済の循環及び活性化を促進する。			
	(市関与の必要性) 条例の制定については、市固有の事務である。			
事業内容	(事業概要) 産業に関する基本的な考え方を示す条例を制定する。 制定に当たっては、尼崎市における産業全般について、産業のあり方、雇用・就労のあり方、行政・市内事業者・産業団体及び市民のそれぞれの役割・責務、条例の目的を達成するための推進の方途等について検討する。			
経緯	(事業企画立案に至った経緯) 平成6年3月に策定された「新たな尼崎産業の長期振興ビジョン」以降、市の産業に関して指針となるものがないため、一貫して継続した取組を行う上でも、条例の制定が必要であると考えられることから、企画立案に至ったもの。			
事業実施手法	(事業実施内容) 1 産業のあり方等の検討 準備会議を設置し、産業のあり方等の条例の中核となる部分について検討し、条例案骨子を作成する。 会議は、市、市の外郭団体で、都市問題等の調査・研究を行う尼崎地域産業活性化機構、わが国唯一の地域総合経済団体である商工会議所、学識経験者により構成する。 2 産業問題審議会への諮問(26年1月～6月) 市長の諮問機関である産業問題審議会に条例の制定について諮問し、答申を受けた後、議会に条例案を提出する。 審議会は、産業問題について知識経験を有する者20人以内で組織する。			

事務事業名称		(拡充)郷土画家「白髪一雄」作品整備・発信事業 (尼崎市総合文化センター補助金の一部)		
所属	局室名	企画財政局	課名	都市魅力創造発信課
	事業費	7,791千円 (7,791千円)	うち一般財源	7,791千円 (7,791千円)
事務事業の目的	(対象) 市民・市外の人			
	(事業趣旨) 本市出身で世界的にも著名な画家白髪一雄氏の画業や作品を本市の誇るべき地域資源として、その魅力を市民、国内外の人に広くPRする。また、まちに対する誇りや芸術への関心を高めるとともに、次世代の文化の担い手を増やすため、尼崎市総合文化センターにおいて、(仮称)白髪一雄資料室の整備及び寄託作品2点の修復、市内の小学5・6年生を対象に、創作手法等を体験するアウトリーチ(訪問型ワークショップ)事業を行う。			
	(求めるべき成果) 白髪一雄氏の偉業や作品とともに、本市が白髪一雄氏ゆかりの地であることが、市民及び国内外に広く周知されている。また、子どもたちの郷土画家に対する理解とまちへの愛着が深まっているとともに、自由な創作の楽しさを体験することにより、将来の文化の担い手の育成に寄与している。			
	(市関与の必要性) 継続的に文化芸術活動の振興を図るとともに、まちの魅力と活力を高め、次世代の文化の担い手の育成に努めるため、市として、尼崎市総合文化センターが実施する事業に対し、支援を行う必要がある。			
事業内容	(事業概要) 平成20年度から、郷土画家「白髪一雄」作品整備・発信事業として、巡回展の開催に加え、全国的に白髪一雄氏の作品をPRするとともに、所蔵している作品のうち、展示困難な作品の修復を行ってきた。 平成25年度については、市や尼崎市総合文化センターが所蔵している作品や資料を整理し、新たに(仮称)白髪一雄資料室を設置し、広く市民等に公開するとともに、老朽化の激しい2作品を修復する。また、白髪一雄氏の作品や作風を通じて、自由な創造性を養うことを目的に、アウトリーチ(訪問型ワークショップ)事業を実施する。			
経緯	(事業企画立案に至った経緯) 本市出身で世界的にも著名な画家白髪一雄氏の画業や作品を本市の誇るべき地域資源として、その魅力を市民、国内外の人に広くPRする必要があることに加え、まちに対する誇りや芸術への関心を高めるとともに、次世代の文化の担い手を増やす必要があると考え、企画立案した。			
事業実施手法	(事業実施内容) 1 (仮称)白髪一雄資料室設置 市及び尼崎市総合文化センターが所蔵している作品・資料等を広く市民等に公開し、本市の地域資源である白髪一雄氏の画業や作品を国内外の人に周知することを目的として、尼崎市総合文化センター4階特別室に(仮称)白髪一雄資料室を設置する。 2 作品修復 老朽化の激しい修復の必要な2作品の修復を行う。 3 アウトリーチ事業 尼崎市総合文化センター職員が、小学校へ出向き、授業を行う。1校時目は、レクチャーや映像鑑賞、クイズなどを取り入れながら白髪氏の画業等を紹介し、2校時目は、白髪氏の創作を体験する「足で描く」ワークショップを行う。			

事務事業名称		(新規)シティプロモーション推進事業 (仮称)シティプロモーションサミット開催事業)		
所属	局室名	企画財政局	課名	都市魅力創造発信課
	事業費	1,531千円	うち一般財源	1,531千円
事務事業の目的	(対象) 市民・市外の人			
	(事業趣旨) シティプロモーションやシティセールスに取り組む自治体が増えるなか、本市においても、今年度、シティプロモーション推進部を設置し、まちの魅力の創造と発信に取り組んでいる。そうしたなか、(仮称)シティプロモーションサミットを開催し、本市の取組をPRするとともに、参加者にシティプロモーションについて学ぶ機会を提供する。			
	(求めるべき成果) それぞれのまちの魅力を創造・発信する取組の知見や経験が共有できているとともに、今後の効果的なシティプロモーション活動や連携につながっている。			
	(市関与の必要性) 市として、まちの魅力を創造・発信する取組を行う必要がある。			
事業内容	(事業概要) シティプロモーションやシティセールスに取り組む自治体が増えるなか、それぞれのまちの魅力を創造・発信する取組の知見や経験を共有するとともに、共通課題の解決に向けた意見交換を行い、今後の効果的なシティプロモーション活動や連携につなげる「(仮称)シティプロモーションサミット」を開催する。			
経緯	(事業企画立案に至った経緯) 本市の魅力を増進するとともに、それを戦略的・効果的に発信するために必要であると考え、企画立案した。			
事業実施手法	(事業実施内容) 1 基調講演 2 シティプロモーションの取組事例の報告 3 パネルディスカッション 4 意見交換会等			

事務事業名称		(新規)シティプロモーション推進事業 (「あまらぶ」ウェルカムムービー制作事業)		
所属	局室名	企画財政局	課名	都市魅力創造発信課
	事業費	1,463千円	うち一般財源	1,463千円
事務事業の目的	(対象) 市民及び市外の人			
	(事業趣旨) 本市のイメージの源には、実際によくはない課題がある面とまちの魅力が正しく伝わっていない面がある。そうしたなか、本市の魅力を紹介する映像を制作し、PRを行う。			
	(求めるべき成果) 本市のイメージがよくなっているとともに、子育てファミリー世帯を中心とした現役世代の転入が促進されている。			
	(市関与の必要性) 映像の制作については、市が主体性をもって編集等を行う必要がある。			
事業内容	(事業概要) 本市の魅力を発信するとともに、いまだ誤解されているイメージを解消するため、現在の本市の姿を戦略的・効果的に伝える映像を制作し、各種イベントなどの機会を捉え、PRを行う。			
経緯	(事業企画立案に至った経緯) 本市の魅力を戦略的・効果的に発信するとともに、いまだ誤解されているイメージを解消するために必要であると考え、企画立案した。			
事業実施手法	(事業実施内容) 1 本市の現在の魅力と正しく伝わっていない姿などを整理し、映像構成案を検討する。 2 業者委託し、15分以内の映像を制作する。 3 制作した映像を、各種イベントなどの機会を捉え、ポータブル機器等で上映するとともに、モデルルームにも貸し出しを行う。			

事務事業名称		(新規)シティプロモーション推進事業 (仮称)全庁横断PRツール作成事業)		
所属	局室名	企画財政局	課名	都市魅力創造発信課
	事業費	523千円	うち一般財源	523千円
事務事業の目的	(対象) 主に市民			
	(事業趣旨) 各課が行っている事業を、各課が独自の方法で個別に情報発信している現状では、PR効果が限定的にならざるを得ない。そうしたなか、重要テーマや時期、対象者等が共通するテーマを取り上げ、事業計画段階から所管課とPR方法を調整しながら、リーフレット等の情報発信ツールを作成し、戦略的・効果的な情報発信を行う。			
	(求めるべき成果) 対象事業において、より多くの人々が参加しているとともに、本市に対するイメージが向上している。			
	(市関与の必要性) 市として、事業を戦略的・効果的に発信する。			
事業内容	(事業概要) 季節(春、夏、秋、冬)や対象者(子ども、子育て世代、シニア等)、社会的必要性などを考慮してテーマを設定し、テーマに関係する所管課とPR内容を調整するとともに、市民、事業者が行う取組についても情報収集する。また、PRツールとして、リーフレット等を作成し、記者発表を行うなど、戦略的・効果的な情報発信を行う。			
経緯	(事業企画立案に至った経緯) 本市の魅力を増進するとともに、それを戦略的・効果的に発信するために必要であると考え、企画立案した。			
事業実施手法	(事業実施内容) 1 テーマを設定する。(年4テーマ程度) 2 PR内容の調整、情報収集を行う。 3 リーフレット等の制作、印刷を行う。(印刷のみ外部発注) 4 記者発表を行うなど、情報発信を行う。 5 対象者を考慮してポスター掲示、リーフレットの配布を行う。			

事務事業名称		(新規)シティブロモーション推進事業 (AMA(あまがさき・みんなの・アート)展事業)		
所属	局室名	企画財政局	課名	都市魅力創造発信課
	事業費	467千円	うち一般財源	234千円
事務事業の目的	(対象) 市民及び若手・中堅作家			
	(事業趣旨) 有効に活用されていない地域資源について、組み合わせや見せ方などを工夫して価値を高める必要がある。そうしたなか、見せ方の工夫として、地域資源であるモノ(建物)とコト(アート展)を組み合わせ、魅力を創造・発信するとともに、発表の場が限られているヒト(若手・中堅作家)に発表の機会を与えることにより、文化芸術活動の振興と担い手の育成を行う。			
	(求めるべき成果) 地域文化を創造する次世代の担い手の育成や連携を促進し、新たな魅力を創造するとともに、文化事業に積極的に参加し、身近なまちの魅力を再発見、再認識し、本市への愛着と誇りが醸成されている。 また、本事業が定着することにより、本市がチャレンジする若手・中堅作家を応援するまちとして認知され、交流人口が増加するとともに、作家自身の本市に対する愛着が深まっている。			
	(市関与の必要性) 地域資源を活用し、新たな魅力を創造・発信する観点から、市が主体となるが、作家選出や展示内容の精査などについては、本市の文化振興の核である、尼崎市総合文化センターの協力を得る。			
事業内容	(事業概要) 地域資源である旧尼崎警察署や商店街、近松記念館などの建物(モノ)と、発表の場が限られている若手・中堅作家(ヒト)とを結び、身近なまちの魅力を再発見、再認識するための「アート展」(コト)を開催する。			
経緯	(事業企画立案に至った経緯) 本市の魅力を増進するとともに、それを戦略的・効果的に発信するために必要であると考え、企画立案した。			
事業実施手法	(事業実施内容) 1 会場 近松記念館ホール、旧尼崎警察署、商店街など、美術ホールではない場所でアート展を開催することにより、地域資源としての魅力が創造でき、新たな魅力として発信できる場所。 2 作家 若手・中堅作家 3 作家選出基準 市内の地域資源を活用し、まちの魅力として発信できること。 4 展示内容 作家自身の提案を尊重する。			

事務事業名称		(新規)シティプロモーション推進事業 ( (仮称)若年層舞台鑑賞応援シートPR事業)		
所属	局室名	企画財政局	課名	都市魅力創造発信課
	事業費	200千円	うち一般財源	200千円
事務事業の目的	(対象) 10代の市民等			
	(事業趣旨) 尼崎市総合文化センターでは、各種舞台公演を行っているが、オペラ等入場料が高額なものについては、若い人が気軽に鑑賞できる状況にない。そうしたなか、若い人に低廉な価格で、良質な文化に触れてもらう機会を設け、その機会を増やしていくことで、本市が若い人を応援しているまちであるというメッセージを発信し、本市の魅力を増進する。			
	(求めるべき成果) 本市が若い人を応援しているまちであるというメッセージとともに、文化的な都市のイメージを戦略的・効果的に発信し、まちの魅力が増進している。			
	(市関与の必要性) 尼崎市総合文化センターや共催の公演団体、プロモーターなどと協力して行う事業であるが、まちの魅力の増進につなげていくために、市として、事業をPRするなどの関与が必要である。			
事業内容	(事業概要) 尼崎市総合文化センターの事業について、比較的鑑賞しやすい席を1公演あたり枚数限定(10席程度)で、「(仮称)若年層舞台鑑賞応援シート」として設定し、500円で販売してもらう。また、「(仮称)若年層舞台鑑賞応援シート」の趣旨や鑑賞できる事業について、ホームページ等で紹介する。			
経緯	(事業企画立案に至った経緯) 本市の魅力を増進するとともに、それを戦略的・効果的に発信するために必要であると考え、企画立案した。			
事業実施手法	(事業実施内容) 1 主催者に事業の趣旨を理解してもらい、比較的鑑賞しやすい席を「(仮称)若年層舞台鑑賞応援シート」として設定してもらう。 2 「(仮称)若年層舞台鑑賞応援シート」の説明と対象の事業を市報やホームページ、ポスター等で紹介する。 3 10代の人を対象に「(仮称)若年層舞台鑑賞応援シート」チケットを販売し、鑑賞してもらう。 なお市外の若者にも、尼崎に来てもらい、尼崎でいい体験をしてもらうことによって、現在の尼崎を知ってもらうことや魅力的なイメージを発信することにつなげることを目的としているため、販売の対象は市内在住者に限定しない。 4 購入者には、自身の口コミやSNSなどを通じて、舞台の感想や尼崎の印象などを可能なかぎり発信してもらう。			

事務事業名称		(新規)文化財収蔵庫整備事業		
所属	局室名	教育委員会事務局	課名	歴博・文化財担当
	事業費	19,500千円	うち一般財源	6,500千円
事務事業の目的	(対象) 尼崎の歴史や文化財に関心を持ち、学んでいる市民や児童・生徒及び市外居住者			
	(事業趣旨) 地域の歴史・文化財に関心を持つ市民や児童・生徒の学習機会や場所の充実など、地域の歴史・文化財とともに学びあえる環境づくりを進めていくために文化財収蔵庫の一般公開部分等を整備する。			
	(求めるべき成果) 地域の歴史・文化財への関心や学習意欲を高めることに寄与するとともに、尼崎の豊かな歴史・文化財を広くPRする。			
	(市関与の必要性) 市が収蔵する文化財を保存し、展示公開する施設の整備は市が行うべきものである。			
事業内容	(事業概要) 収蔵資料を活用した企画展や講座、体験学習会等の催しを積極的に開催するため、文化財収蔵庫の一般公開部分に企画展示室と講座室を整備する。また、文化財収蔵庫の駐車場に観光バスが駐車できるように車両出入口を拡幅するなどの屋外工事を行う。			
経緯	(事業企画立案に至った経緯) 平成21年度に文化財収蔵庫が旧城内中学校に移転・開館して以来、文化財収蔵庫は多数の来館者を迎え、市立小学校の社会科学習の場として利用されてきたが、現在は常設展示のみを公開しているため、展示公開している収蔵資料が限定されている。また、多人数を一度に収容できる部屋がないために講座等の催しを館内で開催することができていない。そこで、収蔵資料の展示公開を図り、講座や体験学習会等の催しを館内で開催できるようにするため、企画展示室・講座室を整備するなどの施設整備を行うこととした。			
事業実施手法	(事業実施内容) ・文化財収蔵庫の一般公開部分に企画展示室と講座室を整備する。 ・文化財収蔵庫の車両出入口を拡幅し観光バスが駐車できるように整備する。 ・来館者の安全と施設の防犯を図るため、文化財収蔵庫の敷地内にフェンスを設置する。 ・整備した企画展示室・講座室を活用して、企画展や講座、体験学習会等を積極的に開催する。			

事務事業名称		(拡充)21世紀の尼崎運河再生プロジェクト事業		
所属	局室名	都市整備局	課名	河港課
	事業費	1,151千円 (1,151千円)	うち一般財源	576千円 (576千円)
事務事業の目的	(対象) 尼崎運河(概ね国道43号以南の中島川、武庫川に挟まれた地域内の運河及び運河周辺)			
	(事業趣旨) 世界的にも高い水準のものづくり産業が集積する尼崎の特色を活かし、尼崎臨海地域の貴重な財産である運河や河川を核に、自然と人と産業との良好な共生関係による持続的発展が可能な“21世紀の環境先進都市”の創造を目指す。			
	(求めるべき成果) 臨海地域の運河沿いは、行政が基盤整備等に積極的に取り組んでおり、徐々に認知されてきているところである。一方で立地条件等、市民の利用しにくい地域となっており、その課題にさらに取り組んでいく必要がある。今後さらなる認知度向上を進め、また課題解決に取り組むことで、臨海地域の活性化を図る。			
	(市関与の必要性) 「21世紀の尼崎運河再生プロジェクト」は、平成19年に本市と兵庫県が共同して国に申請し「運河の魅力再発見プロジェクト」として認定され、取り組んできた事業である。この5ヵ年、兵庫県や地域住民等と連携しながら、臨海地域の活性化を目指して取り組んでいるところであり、これまでの実績を効果的に継続させるためにも、25年度以降も公共の関与が必要である。			
事業内容	(事業概要) ・現在本市では、兵庫県や地域住民等と連携しながら、運河等を核に臨海地域の活性化を目指した「21世紀の尼崎運河再生プロジェクト」を進めているところであり、この5ヵ年、本市としては、運河の認知度向上、そして運河域の魅力を再発見していただくことを目標としてきた ・これまで、NPO等既存の市民団体との連携など、一定、課題を克服しながら事業進捗しているところであるが、元々の立地条件に起因する課題、即ち、アクセスの悪さ、工場地域であることなどといった根本的な課題をいかにソフト面でカバーしていくかという点において、現在も模索しながら進めているところである ・一方、運河を広く認知していただくには、各世代に学習の場(生涯学習・環境学習)として運河を提供することが有効であると考えており、今後、これまでの実績を踏まえ、評価できる部分は拡充し、課題といえる点については、その解決に向けて実施していく			
経緯	(事業企画立案に至った経緯) ・平成19年4月 兵庫県と共同で申請した「運河の魅力再発見プロジェクト」に尼崎運河が認定される ・平成20年5月 「21世紀の尼崎運河再生協議会」において基本計画策定 ・平成20年9月 基本計画の実現に向け、「21世紀の尼崎運河再生実行委員会」が発足、尼崎運河再生のための取組を検討 ・平成20年度～24年度 兵庫県や地域住民等と連携しながら、本市においては、運河の認知度向上、運河域の魅力を再発見していただくためのソフト事業を実施 ・これまでの実績から、運河を広く認知していただくには、各世代に学習の場(生涯学習・環境学習)として運河を提供することが有効であると考えており、今後、評価できる部分は拡充し、課題といえる点については、その解決に向けて実施することとしたもの			
事業実施手法	(事業実施内容) 尼崎臨海地域の活性化を図るため、これまでも取り組んできた「小学生を対象に学習の場として運河を提供する」という手法をさらに推進するとともに、市民ガイドの養成、NPO等臨海地域で活動している団体との連携(主にPR面での調整)、立地条件(アクセス)の課題解決に取り組む。			

事務事業名称		(拡充)焼却施設等整備事業		
所属	局室名	経済環境局	課名	クリーンセンター
	事業費	676,545千円 (197,000千円)	うち一般財源	536,545千円 (57,000千円)
事務事業の目的	(対象) 資源リサイクルセンターの選別施設及び大型ごみ破碎施設の基幹設備、ならびにクリーンセンター第1工場第1機械炉の煙突部分			
	(事業趣旨) 資源リサイクルセンターは供用開始(平成7年度)から17年が経過し本来建替の時期となっている。しかし、建替ではなく機能維持するための基幹設備の更新等を行うことで、平成23年度に策定された「尼崎市一般廃棄物処理基本計画」で示された当該施設の延命化を図り、建替に係る経費の削減を目指す。さらに資源化率を向上させ、ランニングコストの低減・焼却施設への負荷も低減し焼却炉の故障率の改善を図る。 また、クリーンセンター第1工場第1機械炉は昭和51年に竣工し、平成15年に廃止となり竣工から36年経過した現在も解体できず、そのままの状態である。しかしながら施設の老朽化が進み、煙突部分については倒壊の危険性があるため、取り急ぎ煙突部分のみを解体するものである。			
	(求めるべき成果) 資源リサイクルセンターでは平成25年度から4ヵ年計画で、老朽化した選別施設のコンベアの更新、破碎施設の磁力選別装置の改良整備、中央制御室の制御システムの改良及び更新、延命化に必要な建屋の改修を行う。 また、クリーンセンター第1工場第1機械炉については施設(煙突部分)の倒壊等による被害を未然に防止し、安全性の確保を行う。			
	(市関与の必要性) リサイクル施設の処理能力の維持と焼却施設の解体については、行政主体で取り組んでいく。			
事業内容	(事業概要) 資源リサイクルセンターでは平成25年度から4ヵ年計画で、老朽化した選別施設のコンベアの更新、破碎施設の磁力選別装置の改良整備、中央制御室の制御システムの改良及び更新、延命化に必要な建屋の改修を行うことで、ごみ処理プラントの機能維持及び改善を行う。更に、延命化させることにより、本来建替に要する経費の節減を図る。 また、クリーンセンター第1工場第1機械炉については、倒壊の危険があることから、煙突部分を解体する。			
	(事業企画立案に至った経緯) 資源リサイクルセンターは建替の時期となっているが、経費削減の視点から建替ではなく機能維持するための基幹設備の更新等を行うことで、施設の延命化を図るとともに、さらに資源化率の向上・ランニングコストの低減・焼却施設への負荷の低減を図り、効率的な運営を目指す。 また、クリーンセンター第1工場第1機械炉については、倒壊の危険があるため煙突部分を解体し、安全性を確保する必要がある。			
事業実施手法	(事業実施内容) 資源リサイクルセンターについては平成25年度からコンベア更新、破碎施設磁力選別装置整備、ペットボトル圧縮梱包機などの基幹設備の更新を4ヵ年計画で実施する。 クリーンセンター第1工場第1機械炉については、倒壊の危険がある煙突部分を解体する。			

事務事業名称		(拡充)環境保全対策推進事業(自然エネルギー等導入促進事業)		
所属	局室名	経済環境局	課名	環境創造課
	事業費	64,813千円 (27,184千円)	うち一般財源	1,440千円 (-)
事務事業の目的	(対象) 市民、事業者、行政			
	(事業趣旨) 自立・分散型電源として、小規模産業用太陽光発電設備の導入促進を図るため、当該設備に係る固定資産税(償却資産)の課税を免除する。また、公共施設に太陽光発電設備をモデル事業として設置し、その設置手法や事業収支等を示すなどの普及啓発を実施する。			
	(求めるべき成果) 市域内の自立・分散型電源として、小規模産業用太陽光発電システムが普及し、地域の自然エネルギー(太陽光)が地域に還元されている。また、大規模太陽光発電用地が確保できない都市部での太陽光発電システム導入促進のモデルケースとなる。			
	(市関与の必要性) 地域の自然エネルギー(太陽光)が地域に還元される仕組み作りを、行政が関与することで加速させる。また、行政が自然エネルギーを率先導入し、それを広報することが、自然エネルギーの普及啓発につながる。			
事業内容	(事業概要) 1 小規模産業用太陽光発電設備設置にかかる固定資産税の課税免除 市内事業者によって施工された小規模産業用太陽光発電設備を対象に、固定資産税(償却資産)の課税を免除する。 2 小規模産業用太陽光発電設備のモデルケース設置 導入促進のターゲットである10kW以上50kW未満の太陽光発電設備の設置を検討している事業者などの参考となるように、特色ある架台を採用した太陽光発電設備を市施設の屋根に設置する。なお、売電収入は環境基金へ積み立て、自然エネルギー等の促進施策(奨励金)などに活用する。			
経緯	(事業企画立案に至った経緯) 本市のような土地の高度利用が進んだ都市部において、メガソーラーの導入は困難である。また、系統連系に頼らない小規模太陽光発電の分散設置は、自立・分散型電源として、災害に強いまちづくりに有効であることから、自然エネルギーの導入促進の方法として、10kW以上50kW未満程度の小規模産業用太陽光発電設備の導入促進を目指す。			
事業実施手法	(事業実施内容) 1 小規模産業用太陽光発電設備設置にかかる固定資産税の課税免除 ・市内事業者によって施工された小規模産業用太陽光発電設備を対象に、固定資産税(償却資産)の課税を免除する。 2 小規模産業用太陽光発電設備のモデルケース設置 ・市施設の屋根に特色ある架台の太陽光パネルを設置する。 ・啓発パンフレットを作成し、市民、事業者の見学を受け付け、普及啓発する。 ・導入までの工程や、運転後の発電実績などを公開 ・発電電力の売電収入は、自然エネルギー等の促進施策(奨励金)などに活用し、啓発につなげる。			

事務事業名称		(拡充)環境保全対策推進事業(エコチャレンジあまがさき推進事業)		
所属	局室名	経済環境局	課名	環境創造課
	事業費	64,813千円 (841千円)	うち一般財源	1,440千円 (-)
事務事業の目的	(対象) 市民、事業者、市役所			
	(事業趣旨) 第2次尼崎市地球温暖化対策地域推進計画に基づき、増加傾向にある民生家庭部門のCO2排出量の削減を目的として、「エコチャレンジあまがさき推進事業」を実施しているところであるが、東日本大震災以降、全国レベルでの節電が必要となっていることから、節電についての取組を強化する。			
	(求めるべき成果) 現在の電力に依存したライフスタイルから脱却し、持続可能性の高いエネルギー供給体制の範囲の中で、快適を感じることができるようなライフスタイルが普及すること。			
	(市関与の必要性) 本市の目指すコンパクトで持続可能な低炭素都市実現のために、楽しみながら続けられるエコライフの普及は必要である。エコライフスタイルの一つとして、クールスポットをきっかけに節電・省エネの考え方や取組の普及・定着を図る。			
事業内容	(事業概要) クールスポット映画会の実施をはじめ、クールスポットの広報、普及啓発を通じて、節電・省エネの考え方や取組の普及・定着を図る。			
経緯	(事業企画立案に至った経緯) 節電が、本市の目指すコンパクトで持続可能な低炭素都市実現のために必要な取組の一つであることと、東日本大震災以降、全国レベルでの節電が必要となっているため、節電及び省エネの一手法であるクールスポットの考え方を普及させる必要があることから企画立案に至ったもの。			
事業実施手法	(事業実施内容) 節電・省エネの考え方や取組の普及・定着を図るため、以下の取組を行う。 クールスポット映画会の開催 クールスポットの広報 クールスポットの普及啓発			

事務事業名称		(新規)環境基本計画改定事業		
所属	局室名	経済環境局	課名	環境創造課
	事業費	5,600千円	うち一般財源	5,600千円
事務事業の目的	(対象) 市民、市内事業者、行政、環境に関すること全般			
	(事業趣旨) 環境基本計画は、市条例に基づき、環境保全型社会を基調とした持続可能な社会の構築に向けて、環境政策の中長期ビジョンを示すものである。現行の計画(平成15年策定)は、策定から10年を迎え、環境を取り巻く社会情勢は変化し、これに対応する必要性が生じている(現計画の目標年次は平成22年度)。また、総合計画をはじめ、緑の基本計画、都市計画マスタープランなど本計画と関係が深い計画の改定作業も行われており、整合性を取る必要性が生じていることから、環境基本計画の改定を行う。			
	(求めるべき成果) 環境課題に対して、これまでは「対策」に重点が置かれていたが、今後は「予防」や「改善」を積極的に実施する。環境基準や規制基準を遵守するだけでなく、生活環境のさらなる向上のため低炭素化社会・循環型社会の形成を目指すとともに、生物多様性にも配慮することで、「環境と共生するまち」を実現する。			
	(市関与の必要性) 環境基本計画は、市の環境政策の中長期ビジョンを示すものであり、計画の性質上、全市的な総合判断が必要である。			
事業内容	(事業概要) 「環境と共生するまち」を実現するために、環境基本計画の改定を行い、目標及びその目標を達成するための施策の方向性を定める。各施策の方向性には、進捗管理ができるよう指標を設定する。 そのために、現行の計画の課題等を整理するとともに、アンケートやワークショップ等で市民の意見を聴取し、本市の自然環境の現状についても把握を行う。			
経緯	(事業企画立案に至った経緯) 現行の計画(平成15年策定)は、策定から10年を迎え、環境を取り巻く社会情勢は変化し、これに対応する必要性が生じている(現計画の目標年次は平成22年度)。また、総合計画をはじめ、緑の基本計画、都市マスタープランなど本計画を関係が深い計画の改定作業も行われており、整合性を取る必要性が生じていることから、企画立案に至ったもの。			
事業実施手法	(事業実施内容) 水生生物調査については、庄下川・蓬川の魚類・底生生物等を調査し、水質等の評価を行う。 また、環境基本計画の改定については、以下の手順で行う。 先進事例調査、アンケート調査、社会情勢等を踏まえて素案のたたき台を作成 環境審議会・庁内検討会議等を運営し、素案を作成 パブリックコメントを実施			

事務事業名称		(拡充)緑の基本計画改定事業		
所属	局室名	都市整備局	課名	公園計画推進担当
	事業費	4,013千円 (253千円)	うち一般財源	4,013千円 (253千円)
事務事業の目的	(対象) 市域全域			
	(事業趣旨) 緑の基本計画は、平成11年に策定し、目標年次(平成30年度)における緑地の目標量を定めるとともに、本市全域の緑について、環境、景観、スポーツ・レクリエーション、防災の4つの視点から緑地の検討を加え、それぞれについて配置方針を取りまとめるとともに、具体的な施策を先進的・重点的に展開し、緑化モデル地区となる緑化重点地区を4箇所設定し、その特性に応じた個性ある地区づくりを目指し、取り組んでいる。 しかしながら、策定後10年以上が経過し、策定当時の計画フレームと現状とが乖離してきていること、人口減少社会の到来や高齢化の進行、地球温暖化など社会経済情勢の変化により公園緑地を取り巻く環境が大きく変化していること、また平成16年に都市緑地法が改正されていること、新たな総合計画や改定される都市計画マスタープランなどとの整合性や公共施設の統廃合など新たな課題に対応することが必要となっていることから、引き続き市域内における緑地の適正な保全及び緑化の推進による、良好な住環境の形成を図るため、当該計画の改定を行うものである。			
	(求めるべき成果) 計画的・系統的な緑地の保全・創出			
	(市関与の必要性) 「緑の基本計画」は、緑とオープンスペース全般に関する総合的な計画であり、住民に最も身近な市町村がその自治事務として策定する計画である。			
事業内容	(事業概要) 緑の基本計画策定後の取組の検証・評価を行い、社会経済情勢の変化、都市緑地法の改正、新たな総合計画や改定される都市計画マスタープランなどとの整合性や新たな課題などに対応することができる内容を取り入れた計画として見直しを行う一方、計画を着実に進めるために、別途、都市公園整備プログラムや都市計画公園の見直し方針の策定の検討も行う。			
経緯	(事業企画立案に至った経緯) 本市緑の基本計画は、策定後10年以上が経過し、策定当時の計画フレームと現状とが乖離してきていること、人口減少社会の到来や高齢化の進行、地球温暖化など社会経済情勢の変化により公園緑地を取り巻く環境が大きく変化していること、また平成16年に都市緑地法が改正されていること、新たな総合計画や改定される都市計画マスタープランなどとの整合性や公共施設の統廃合など新たな課題に対応することが必要となってきたことなどから、緑の基本計画を改定する時期にきている。			
事業実施手法	(事業実施内容) 平成25年度 緑の基本計画の改定案の策定 尼崎市公園緑地審議会に「緑の基本計画」の改定の基本的な考え方を諮問し、答申を受けて、改定案を策定する。 素案の公表 素案を公表し、市民意見を聴取する。			

事務事業名称		(新規)公共施設マネジメント推進事業		
所属	局室名	資産統括局	課名	保全担当・公共施設担当
	事業費	48,000千円	うち一般財源	48,000千円
事務事業の目的	(対象) 市有建築物			
	(事業趣旨) 多くの公共施設が老朽化し大規模改修や建替えの時期を迎えている中、財政負担の平準化や計画的な保全による長寿命化を図るため、公共施設マネジメント計画を策定し、ライフサイクルコストの縮減や量と質の最適化を含めた効率的、効果的な資産運営を推進する。			
	(求めるべき成果) 公共施設のライフサイクルコストの縮減や量と質の最適化を含めた効率的、効果的な資産運営を推進する。			
	(市関与の必要性) 財源が限られる中で、まちの持続可能性を高めるためには、公共施設のライフサイクルコストの縮減や平準化並びに長寿命化は避けて通ることのできない課題であり、市が主体的かつ積極的に実施すべき事業である。			
事業内容	(事業概要) 平成25年度から新規に「公共施設マネジメント推進事業」を立ち上げ、同事業に係る委託業務を平成25、26年度の2ヵ年にかけて実施し、公共施設マネジメント計画を策定する。 平成25年度は対象施設の劣化状況等の現況を調査し、ライフサイクルコスト及び利用状況等の把握・分析等を行い、今後の本市における公共施設のマネジメントの方向性を示す基本方針を策定する。 平成26年度は、調査によって得られた情報等をもとに同基本方針に沿って施設評価等を行い、本市における公共施設のライフサイクルコストや量と質の最適化を図るためのマネジメント計画を策定する。 なお、公共施設マネジメント計画は、定期的に見直ししながら推進していく。			
経緯	(事業企画立案に至った経緯) 多くの公共施設が老朽化し大規模改修や建替えの時期を迎えている中、本市の厳しい財政状況においては、公共施設のライフサイクルコストの縮減や平準化並びに長寿命化が喫緊の課題となっている。 これまでも様々な施設の見直しに取り組んでいるが、さらに公共施設に係るライフサイクルコストの縮減や量と質の最適化を図るためには、計画保全をはじめとする効率的、効果的な資産運営が必要であることから、事業を実施することとしたものである。			
事業実施手法	(事業実施内容) 【25年度】 現況調査 対象施設の劣化状況、ライフサイクルコスト及び利用状況等の現況調査を行い、施設概要と現況がわかる施設カルテを作成する。 基本方針の策定 上記と並行して、施設評価の基準、方法及び効率的かつ効果的な資産運営に向けたマネジメントの方向性を示す基本方針を策定する。 【26年度】 施設評価 上記の調査結果をもとに、上記の評価基準等により施設評価を行うとともに、計画的保全等にあたっての優先順位付けを行う。 維持管理コストに係る平準化等のシミュレーション 上記に基づき短期的及び中長期的なライフサイクルコストを試算するとともに、年度別財政負担の平準化等のシミュレーションを行う。 公共施設マネジメント計画の策定 上記～を踏まえ、公共施設のライフサイクルコストの縮減や量と質の最適化に向けた公共施設マネジメント計画を策定する。 なお、上記～と並行して関係組織が横断的に連携できる推進体制を構築する。			

事務事業名称		(新規)地域交通調査事業		
所属	局室名	企画財政局	課名	交通政策担当
	事業費	2,000千円	うち一般財源	2,000千円
事務事業の目的	(対象) 市民、交通事業者等			
	(事業趣旨) 市民生活を支え、まちづくりと整合した総合的な交通政策の策定に向け、基礎的なデータの収集・分析を行う。			
	(求めるべき成果) 移動実態等基礎的なデータを多角的に分析することにより、本市の交通政策上の現状と課題を整理する。			
	(市関与の必要性) 地域の望ましい交通体系の確保にあたっては、市民や事業者との連携のもと、市が主体的に関与していくことが欠かせない。			
事業内容	(事業概要) パーソントリップ調査結果など、交通関連資料やデータの収集・分析を行うことにより、バスや自動車など交通機関だけでなく、自転車や徒歩も含めた総合的な交通体系の検討にあたっての基礎資料とする。			
経緯	(事業企画立案に至った経緯) 総合交通政策については、その必要性は認識していたものの、市営バス事業の経営問題など喫緊の課題に直面していたこともあり、これまで策定には至っていなかった。 平成24年7月に、公営企業審議会において、バス交通サービスを持続可能なものとするため、その担い手について民営化の方向が示されたが、併せて、将来的な課題として、総合的な交通体系を早期に検討していくことが強く求められたところである。 こうしたことから、検討にあたって必要となる基礎的なデータの収集・分析に取り組むものである。			
事業実施手法	(事業実施内容) パーソントリップ調査結果について、尼崎市関連データを抽出し、交通手段別の交通流動など詳細な分析を行い、交通行動の現状把握や将来予測を行う。また、併せて、その他の交通関連の統計資料や各種データについても収集・分析を行う。			

事務事業名称		(新規)自転車等駐車場整備事業		
所属	局室名	都市整備局	課名	放置自転車対策担当
	事業費	840千円	うち一般財源	840千円
事務事業の目的	(対象) 自転車等利用者			
	(事業趣旨) ・自転車等駐車場が不足等している駅で、その整備・増設を行い、自転車利用者の利便を増進し、自転車等駐車場への利用促進を図るなかで放置自転車を防止し、安全・安心なまちづくりに資するとともに、まちの魅力を高めていく。			
	(求めるべき成果) JR尼崎駅をモデル地区として位置づけ、自転車等駐車場の管理、放置自転車の撤去、放置自転車の保管・返還、放置自転車の啓発整理の4つの業務を平成24年4月から一括して指定管理者に委託している。この委託を今後拡大するうえで課題となる自転車駐車が不足等している鉄道駅での自転車駐車場の確保策について検討を進め、放置自転車の減少を図る。			
	(市関与の必要性) 自転車法において、地方公共団体は自転車駐車場の設置に努めるとともに、鉄道事業者にも自転車等駐車場の整備について協力を求めることができる。このことから、市のみならず、鉄道事業者等の民間等の協力を得るなかで整備等を行なっていく必要がある。また、駅周辺における放置自転車等を防止していくためには、行政、鉄道事業者、地域団体等との連携が不可欠であり、地域と協働して取り組み放置自転車の減少を図る必要がある。			
事業内容	(事業概要) 平成24年度は、 ・4月から実施している指定管理者への一体的に委託についての実績の評価に努めている。 ・自転車等駐車場が不足等する駅(阪急武庫之荘駅、JR立花駅等)について自転車駐車場の整備・増設の検討を行なっている。 平成25年度は、 ・関係団体等との協議を進め、阪急武庫之荘駅、JR立花駅等での自転車駐車場の整備・増設等に向け取り組む。			
経緯	(事業企画立案に至った経緯) 本市ではこれまで、「自転車駐車場の整備」「放置自転車の撤去」「自転車利用者への啓発」を3つの柱として、放置自転車対策に取り組んできている。また、これまで自転車等駐車場の管理、放置自転車の撤去、放置自転車の保管・返還、放置自転車の啓発整理の4つの業務ごとに個別の委託契約を結び業務を実施している。 これら4つの業務間の連携と情報の共有化を図り、駅周辺の放置自転車対策を総合的かつ一体的に行い、放置自転車を減少させるため、JR尼崎駅をモデル地域とし、平成24年4月から放置自転車対策にかかる4つの業務を一括して指定管理者に委託している。 指定管理者に委託してからの期間は短いですが、JR尼崎駅周辺の放置自転車が減少するとともに、自転車駐車場利用が増加するなど一定の効果が表れている。 今後も引き続き、指定管理者の実績について評価・検証するとともに、自転車対策事業の一体的な委託を拡大していくためには、自転車駐車場の整備が不可欠となるため、更なる自転車駐車場の整備・増設に取り組む。			
事業実施手法	(事業実施内容) JR立花駅 線路沿いの自転車駐車場の空きスペースに一時利用ゾーンを新設するためのコインポストを設置する。 阪急武庫之荘駅 駅周辺で民間の自動車駐車場の上空用地を借上げ、新たに同駐車場の上に自転車駐車場を整備できるよう地権者等と協議する。  なお、上記の場所以外でも鉄道事業者等の民間の協力を得るなかで整備に努める。			

事務事業名称		(新規)市制100周年記念プロジェクト検討事業		
所属	局室名	企画財政局	課名	政策課
	事業費	148千円	うち一般財源	148千円
事務事業の目的	(対象) 全市民			
	(事業趣旨) 尼崎市制100周年(平成28年(2016))という大きな節目を活かし、本市の歴史を振り返り、今を捉え、未来を創る取組の検討を進めるもの。			
	(求めるべき成果) (1)尼崎に関わった先人の業績や歴史・文化を知り、市民の地域への誇りや愛着を醸成すること。 (2)本市への関心が高まり、交流やにぎわいが生まれ、新たな人を呼び込む活力を創出すること。 (3)尼崎市総合計画に掲げる「ありたいまち」の実現に向け、市民・事業者のまちづくりに取り組む一体感が強まること。 これらの目的に対し、本市の実状を踏まえつつ、多くの市民とともに市制誕生100年を祝う企画をし、実行につなげること。			
	(市関与の必要性) 市制への移行は行政施策であり、100周年と銘打つ取組主体は本市となる。 次の100年を見据え、総合計画「まちづくりの進め方」で示す「市民、事業者、行政のそれぞれの力が発揮されることで『ありたいまち』に近づいていく」「行政は知恵を働かせて、市民や事業者が活躍できる場やしぐみを整えながら、多様な活動を結びつけ、支援していくことが必要」との考えを具現化する必要がある。			
事業内容	(事業概要) 庁内関係職員による「尼崎市制100周年記念プロジェクト庁内検討会議」を新たに設置し、本市の歴史を振り返り、今を捉え、未来を創る取組を検討する。			
	(1)実行計画(たたき台)の作成 (2)既存の取組などを100周年にマッチした内容に方向づける仕様等の検討 (3)100周年を見据え、市政課題の整理や対応策に関する庁内検討の推進 (4)平成26年度以降に予定する「(仮称)市制100周年記念プロジェクト市民会議」の立上げ準備			
経緯	(事業企画立案に至った経緯) 平成28年度に迎える市制100周年という大きな節目を、本市の更なる発展のきっかけとするために、まず、本市における記念プロジェクトのあり方の検討や、本市の市政課題への対応の検討を進めるもの。			
事業実施手法	(事業実施内容) ・既存の取組などを100周年にマッチした内容に方向づける仕様等の検討 ・100周年を見据え、市政課題の整理や対応策に関する庁内検討の推進 ・実行計画(たたき台)の作成 ・平成26年度以降に予定する「(仮称)市制100周年記念プロジェクト市民会議」の立上げ準備			

事務事業名称		(新規)人事評価システム事業		
所属	局室名	総務局	課名	人事課
	事業費	11,765千円	うち一般財源	10,993千円
事務事業の目的	(対象) 正規職員(教員等除く)、再任用職員(教員等除く)、嘱託員			
	(事業趣旨) 現在、課長級以上の職員を対象に「勤務実績評価」「職務行動評価」を試行実施している。今後、全職員を対象に人事評価を本格実施し、評価を処遇に反映するためには、評価に関する信頼あるデータを経年的に蓄積することを前提に、限られた期間のなかで迅速な処理を行うことが必要不可欠となる。現在の帳票による事務処理では対応不可能であるため、システム化を行うものである。			
	(求めるべき成果) ・人事評価をシステム化することによって、客観的に捉えた個人の能力評価等のデータを蓄積でき、より適正な評価に結びつけることが可能となる。 ・職員個々の能力等を把握し、適材適所への人事配置を行うことによって公務能率の向上を図るほか、評定者面談等を通じて人材育成や職員の意欲向上を図る。また、その結果、優れた評価を得た職員には、その努力に報いるために処遇反映を行い、さらなる意欲向上につなげる。 ・ワークフローの進捗状況確認、結果集計がシステムで行えるため、人事評価制度の運用にかかる全庁的な事務軽減が可能となる。			
	(市関与の必要性) 職員の人事評価に係る事務については、市の内部事務である。			
事業内容	(事業概要) 人事評価に係る事務についてシステム化を行う。 各職員のパソコンを端末機として、人事評価システムへの入力を可能とするほか、ワークフローの進捗状況確認や評価に必要となる各種資料の整理を迅速に行う。			
経緯	(事業企画立案に至った経緯) 組織パフォーマンスを向上させるためには、職員一人ひとりの意識や能力を高めるだけでなく、最大限にその力を発揮できるための組織や制度が必要であるため、人事給与制度や組織の見直しに取り組んでいる。その中で、市長公約でもある人事評価の処遇反映についても検討しているところであり、その事務処理にあたってシステム化が必要となる。			
事業実施手法	(事業実施内容) プロポーザルにより業者の選定を行い、システム開発及びテスト稼働後、対象職員に対し実施する。			

